

マイナンバーシンポジウム
in 宮城
【議事録】

開催日時：平成24年12月1日（土）

開場 12：30

開会 13：30

終了 16：40

会場 エル・パーク仙台 5F「セミナーホール」

司会：皆様、本日はお忙しい中、ご来場いただきまして、まことにありがとうございます。只今より「マイナンバーシンポジウムin宮城」を開催いたします。

このシンポジウムは、番号制度創設推進本部の主催、河北新報社の共催、全国地方新聞社連合会の後援により開催いたします。

このシンポジウムでは、政府から番号制度についてお話するだけではなく、国民の皆様と政府の直接対話を通じて国民の皆様のご意見を伺い、番号制度作りに生かしていくことを目的に開催いたします。本日は、皆様とともに番号制度に関する理解を深めてまいりたいと思います。

本日は手話通訳として、みやぎ通訳派遣センターの古川順子さん、渡辺明子さん、安藤牧子さんにご協力をいただいております。よろしくお願いいたします。

申し遅れましたが、私は本日の司会を務めさせていただきます山口祥未と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日のシンポジウムの主催者を代表いたしまして、番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与からご挨拶を申し上げます。

(1) 主催者挨拶

峰崎：皆さん、こんにちは。只今ご紹介いただきました、番号制度創設推進本部の事務局長をやっております内閣官房参与の峰崎直樹でございます。今日は12月1日、師走という大変お忙しい中、また、土曜日にこうして集まっていただきまして本当にありがとうございました。今日のこのシンポジウムに来賓として三浦副知事もおいでいただきまして本当にありがとうございました。また、河北新報社の皆さん方には共催ということで、私たちのこの会を企画していただきまして、佐々木編集委員には今日はパネリストのコーディネートを任せてもらうということで本当にありがとうございました。

さて、番号制度、私たちはマイナンバーと呼んでいるわけでありましてけれども、この法案は、実は政権交代をしたときから、これを導入していこうということで準備をしてまいりました。そうして今年の2月14日に法案を作り、それを国会に提出したわけでありましてけれども、残念ながら前国会では継続審議、そして今国会は衆議院解散により廃案ということになってしまいました。そういう意味で、廃案になった法案について説明するという、そのことについてはなかなか説明をしにくくなったわけではありますが、しかし、47都道府県のうち、既に45カ所はこの法案の説明を終わっております。残された宮城県と、来

週は千葉県でやるわけではありますが、この2つの会場も、番号制度創設推進本部というのはまだ残っておりますので、ぜひこれを説明して国民との対話を最後までやっていこうということで本日参ったわけでございます。

今後、マイナンバー制度がどういうふうに展開していくのかということについては、次の総選挙を行ってどのような政権ができるのかによって、また大きく変わってくるのかもしれない。公約を見渡してまいりますと、このマイナンバーに反対だという政党もあるわけですがけれども、民主党や自民党、公明党を初めとする多くの政党は、これについては賛成であるという方向が打ち出されておりますので、ぜひ近いうちに、この法案が再び提出されて、そして実現するように願っています。この中身については後で中村室長のほうから説明がございませぬけれども、今の日本の社会を公正、公平な社会にしていく、そして様々な角度から行政の透明度を高くしていく、という目的を持っています。それを使って便利のいい社会も作っていく。もちろん、これには情報漏えいの問題であるとか、成りすましの問題だとか、様々ないろんな問題がありますので、そういった点についてもしっかりと対応できるように準備をしているつもりでございます。

そして、実はこの宮城の地もそうですが、東日本大震災の影響がございまして、今も瓦礫処理がまだ完全に終わってないということを知っております。こういうときにこのマイナンバーがあればなど、こういうことを仙台市長の奥山さんもおっしゃっておられまして、私どもは、今度は税、社会保障だけでなく、災害についても対応できるようにしていこうということで今準備をしているわけでございます。これは浸透しておりませぬので、ぜひ皆さん方の理解をいただきながら、次の通常国会にできれば成立をさせていくようお願いしたいものだなと。そして、様々な角度からいろんな意見をいただいて、また、より内容を豊かにしていく、そういう作業もこれから進めていきたいと思っております。

以上申し上げます、主催者を代表しての挨拶にかえします。どうぞ皆さん、今日はよろしく願いいたします。

司会：峰崎内閣官房参与からご挨拶を申し上げます。

続きまして、本日、ご来賓としてお越しいただいております宮城県副知事、三浦秀一様よりご挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

(2) 来賓挨拶

三浦：皆様、こんにちは。宮城県の三浦でございます。今日仙台でも、初雪はもうちょっと前でしたけれども、結構雪が降ったようでございます。本日は、この「マイナンバーシンポジウムin宮城」、お寒い中、しかも12月の忙しいところ、多くの皆様にご出席を賜りまして大変ありがたく思っております。そして、このシンポジウムの開催にご尽力賜りました関係者の皆様に敬意を表したいと思っております。ありがとうございます。

昨年の東日本大震災から1年9カ月近くがたっております。震災からの復旧、復興は、少しずつではございますが、着実に進んでおります。これまで寄せられました皆様方からの大きなご支援、ご協力に心から感謝を申し上げますとともに、私ども、しっかりと皆様と手を携えて前に進んでまいりたいと思っておりますので、どうか今後ともご支援のほど、よろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、マイナンバー制度でございますが、これはより公平な税と社会保障制度の基盤といたしまして、正確で透明性の高い運営を図り、国民の皆様の利便性の向上や我々行政の効率性にも寄与することが大いに期待されております。国民の生活や行政のあり方、ありように大きな変化をもたらす可能性を秘めた制度でもあると考えております。一方で個人情報情報の漏えいがありますとか不正使用に対する不安、また利用範囲、費用負担、導入スケジュールなど疑問も出されておまして、実施に当たっては、国民の皆様の視点に立った説明と自治体の実務に即した運用が重要であると考えております。

また、マイナンバー制度は、先ほど主催者の峰崎参与からもご挨拶がございましたが、東日本大震災で大きな被災を受けました我々にとっても、防災対策に大いに有効に働く可能性を秘めた制度だと思っております。宮城県からほかの46都道府県に避難をされている方々が、我々が把握している範囲で8,800名。恐らく、もっといらっしゃると思います。そして、ほかの県から宮城県に避難をされている方々も数多くいらっしゃいます。実は実数は全く分かっておりません。どなたがどういった都道府県でどういった暮らしをされているのか、分からない方がたくさんいらっしゃいます。そういった意味では、本人の確認でありますとか災害時の要援護者リストの作成、医療情報の活用など、防災分野での活用も検討されていると聞いておりますから、そういった場面での活用を含めまして、被災地の経験を生かした議論が今後なされていくことを大いに期待しております。

本日のシンポジウムは、政府や有識者の方々から直接意見を聞くことができます貴重な機会であるとともに意見交換の時間もあると伺っておりますので、どうか率直な意見交換

を通してマイナンバー制度への理解を深めていただければ幸いに存じます。

終わりになりますが、本日のシンポジウムが実り多いものとなりますことを心からお祈り申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうか今日はよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

司会：どうもありがとうございました。宮城県副知事、三浦秀一様よりご挨拶をいただきました。

それでは、三浦副知事、峰崎参与、どうぞご降壇ください。

それでは、本日のシンポジウムのプログラムをご紹介します。

初めに、15分間の政府からの説明を行います。その後、30分間の特別講演を行い、そして10分間休憩を挟みまして、第2部のパネルディスカッションを行います。パネルディスカッション終了後、ご来場の皆様との質疑応答・意見交換「国民対話」に入らせていただきます。なお、本日のシンポジウムの終了時間は16時、午後4時を予定しております。どうぞ最後までよろしくお願いいたします。

それでは、番号制度創設推進に当たり、政府からの説明を内閣官房社会保障改革担当室、中村秀一室長よりさせていただきます。

(3) 政府説明

中村：それでは、私のほうからマイナンバー、社会保障・税番号制度についてご説明をさせていただきます。スライドに出るのと同じ資料が皆様のお手元にコピーでありますので、それをご参照いただければと思います。

まず1番、番号制度の導入趣旨でございます。番号制度につきましては、複数の行政機関にいろんな情報があるわけでございますが、同じ方の情報であるということの確認を行うための基盤となっております。社会保障・税制度の効率性、透明性を高めまして、国民の皆さんにとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するための社会基盤と考えております。

効果は、ここに出ているような様々な効果を期待しておりますし、実現すべき社会として、より公平、公正な社会。社会保障がきめ細やかに、かつ的確に行われる社会。行政に過誤や無駄のない社会。皆さんにとって利便性が高い社会。また、国民の権利を守り、自分の自己情報をコントロールできる社会を実現したいと考えているわけであります。

法律を提出したと申しあげましたけれども、まず、こういう仕組みができるためには3つの要素がなければならないと考えております。お一人お一人に番号を持っていただく。あるいは、行政の側から言うと、お渡しするということになります。皆様に漏れなく、それから一人ひとりの1人1番号で重複のないように。また、民間—民間—役所と、そういう関係で税などを使われますので、そういう見える番号であるということ。そして、最新の基本情報、氏名、住所、性別、生年月日と関連づけている個人番号をお持ちいただくという仕組みでございます。いろんな場所に情報がありますから、年金の情報、税の情報、医療機関の情報、そういった情報を1人の情報ということで紐付けしなければならない。それを情報連携と呼んでおりますが、そういう仕組みが必要になります。また、その方がご本人であるかということも当然確認しなければなりません。こういったことが番号制度の仕組みということになります。

これまでの取扱いは、先ほど峰崎参与からもご挨拶の中でご紹介がありましたが、2009年の12月から番号制度の導入についてスタートし、2010年の検討。とりわけ昨年に入りましたから検討が進みまして、1月には基本方針が作られ、4月には副大臣クラスでできる検討会で要綱が決められ、6月には制度の骨格となります大綱というものが決められました。これに基づいて法案化の作業がされ、今年の2月14日、下から2番目でございますが、マイナンバー関連3法案が国会に提出されておりましたけれども、通常国会で継続審議になり、臨時国会は衆議院の解散に伴って廃案になっているということでございます。

以上は峰崎参与からお話があったものでございます。

提出されておりました法律案の名前は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」でございまして、目的として、ここに書いてありますように、効率的な情報の管理、利用、それから受け渡し、国民の皆さんの負担の軽減、個人情報保護の保護が挙げられております。

番号の利用の基本になるわけでございますが、最初に番号制度を使いまして、行政運営の効率化と国民の利便性の向上を図りたいと思っております。社会保障、税、給付と負担の問題があるわけですが、そのことをきちんとしていくということ。それから、今の制度ですと、皆さん、いろんな手続を申請するたびに何度も何度も同じ書類を出さなきゃならないということがございますが、これからはその方の資料がどこに出ているかということも番号を通じて分かりますので、同一内容の情報の提供を求めることは避けると。そういった意味で、国民の皆さんの負担の軽減になるということでございます。それから、きち

んと管理することの適正化を図るという内容になっております。

番号をお渡しするということになりましたが、真ん中に書いてございますように、市町村長さんが番号を皆さんに指定して書面により通知するということになりました。1,800の市区町村がありますから、個々に番号を作ってお渡しすると重複の可能性があるので、全国1カ所のところで番号を作り、その番号を皆様に市町村長さんがお渡しするという格好になります。基本的に1人1番号というのは変えられないということですが、特別な事情がある場合には変えることができる。基本はずっとその番号を使っていただくという内容になっております。

番号を使う方の責務として、当然漏えいしたり、いろんなことが起こらないように必要な措置を講ずることを義務づけておりますし、重複して同じ資料を求めることのないように、相互に連携して情報の共有や適切な活用に努めることにしております。

それから、仕事で番号を使う方は、事務処理のために必要があるときは皆さんにマイナンバーの提供を求めることができます。ご本人であることを確認するため、後ほど出てまいります。個人番号カードを見せてくださいというような本人確認を義務づけます。それから、そういう場合を除きまして、権限のない方が他人に対して番号の提供を求めることは禁止されていることになりました。

どういったところで使われ、何ができるのかということになります。先ほど申し上げました、法律を作る基礎になった大綱では、よりきめ細やかな社会保障給付の実現、所得把握の精度の向上等の実現、災害時の活用、行政側からいろいろな情報を提供できるということ。繰り返し申し上げますが、事務手続の簡素化、負担の軽減を図ること。それから、そういったことを使って、様々な情報などが蓄積されましたら、介護や医療などのサービスの質の向上にもつながるといったことを想定いたしております。

実際に使われる分野は社会保障の分野、税の分野、防災の分野、これが提出されました法案で書かれておりますし、それぞれ、この分野に使うんだということが法律上明記されているという形になっております。逆に申し上げますと、この法律で定められたもの以外には使ってはならないということで、いわゆる限定列挙されたような形になっております。

この社会保障、税、防災の分野につきましては、社会保障、税、防災、その他、これに類する事務について、地方公共団体が条例で定める事務にも使っていただけると。こういうものが使われる範囲になっております。

幾つかメリットを申し上げます。最初の例は、いろんな申請をするための添付書類の省略ができるということでございます。現在、何かの給付を申請しようとする場合、いろんな証明書、税の資料とかが必要になる。今回は1カ所に申請すれば、既にそれらの情報は各所にあるわけですから、その番号（マイナンバー）を利用して、その情報は行政のほうで取り寄せればよいということで1カ所で済む、こういうことが期待される形になっております。

社会保障の中には併給調整といって、片一方の給付を受けているともう片一方の給付が受けられないものがございますので、申請する際にこちらを受けていない、あるいは受けている、そういうことを証明するということで2カ所行く必要があります。番号ができましたら、その調査は行政内部ですることができるので1カ所で済むとか、後ほど申し上げますが、自宅のパソコンを使って自己情報を入手できるようにするマイ・ポータルというシステムを作ることにしておりますので、そこを通じますと、自分の情報が全部そこで入手できるというメリットもございます。それから、確定申告の際も、それぞれそういうものが集められますので、簡便になると。非常に利便性が増すということ。それから、より公平な正確な税負担が実現するというので、だれが扶養しているかということ。現状では、お1人の扶養を2人が重複して請求するということがありますが、そういったことが防げるような形になるということでございます。

そういうことで、かなり便利になる、自分の情報が集められる、あるいは行政にどういう情報があるかということが分かる、こういうメリットがありますが、メリットの裏返しとして心配もあるということで、指摘されております懸念としまして、成りすましていろんな使われ方をするのではないか。あるいは、個人情報が入り込んで行政の側でも集めやすくなるので国家が管理するのではないか。本人の意図しない情報が名寄せ—その方の番号でもって、その方の情報を全部集め突き合わせし、追跡されるのではないか。そういうようなご心配なども指摘されておりますし、そういう懸念がないわけではありません。そこで法律上、制度上の保護措置も講じますし、それから情報の受け渡しをするのはシステムを使いますので、システム上の安全措置も講じております。

制度上の措置はこれから少しご説明いたしますが、システム上の安全措置としては、皆さん、番号制度を使って情報を集めるというと、すべての情報を1カ所に集めるんじゃないかと思われるかもしれませんが、個人の情報はそれぞれの分野で分散管理をいたします。先ほど情報を紐付けすると申しましたけれども、その紐付けする際も、番号を鍵にし

てやりますと、その鍵が誰かに拾われた場合、全部の金庫があいてしまう形になりますので、それぞれの金庫の鍵を作って受け渡しをするという形にし、分散管理した上に鍵も1つずつ持つということで、芋づる式に情報が出ていくということがないような工夫をしております。

それから、その情報にアクセスできる行政の人間、あるいは、その関係者という方も当然制限管理しますし、暗号化するとか、本人であることの確認をきちんとするとか、そういう仕組みをシステム上も入れる形にしております。

制度上の工夫、あるいは制度上の措置といたしましては、第三者機関を作りまして、個人情報適切に講ずべき指針を作っていたり、行政機関の長は、情報の漏えいが生じないようにどうしたらいいかというために事前のアセスメントも実施しますし、法律に定められたもののほか、情報を集めたり、保管したり、ファイルを作ったりしてはいけないということも法律上義務づけます。

紐付けする場合も、情報提供ネットワークシステムという法律で定められたシステムを使って、その場だけで情報提供を行うということで、それ以外の情報の紐付けということは認められない形にしております。誰がそういう情報提供したかということも保存し、後で追跡できるようになっておりますし、当然、情報を扱う方に対して秘密保持義務もかけております。そのような制度上の工夫をしているということでございます。

それから、本人の同意があっても第三者への目的外の提供は禁止するとか、地方公共団体もそのような措置をとっていただくということを規定しております。

マイ・ポータルというのは、先ほど申し上げましたように、自宅のパソコンを使ってインターネット上で情報を確認できるということで、誰が自分の情報をいつ提供したのかということを確認できる機能とか、行政機関にどういう自分の情報があるかということを確認したり、これを使って行政機関などの手続を一度に済ませる機能。逆に、この方がどういう要件に該当するかということも行政のほうで分かりやすくなりますので、その方に合った、こういうサービスが受けられますということを提供できる。プッシュ型、行政のほうから積極的にアプローチするサービスもできるようになるということでございます。

本人を確認するためには、マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真などを記載した個人番号カードを持っていただくことといたしております。先ほど申し上げましたプライバシーの影響評価、事前アセスメントを実施することといたしております。それから、政府が暴走しないように、独立した第三者機関を設けることといたしております。提

出しておりました法律では、個人番号情報保護委員会ということで、今の行政の制度の中では一番独立性の高い機関にするということで、様々な権限を与え、個人情報の保護を図ることとしております。委員につきましては、国会で同意して内閣総理大臣が任命するという手続をとることといたしております。きちんと個人情報を保護していただくために罰則も定めているということでございます。番号は個人番号だけではございませんで、法人番号もつけられます。法人番号につきましては、国税庁のほうで行うということにしております。

このように、様々、マイナンバーについては可能性があるわけですが、限界もあるということで、ここでは、すべての取引や所得を番号があれば全部把握できるというわけではありませんので、不正申告や不正受給など、今よりずっと改善すると思いますが、完全になくすことは限界があるということもご紹介しております。

法案が廃案になりましたので、次の通常国会に法案を再度出さないと、この制度は動いていかないわけでございます。この法案の成立時期にもよりますが、私ども、法案を今年の2月に出しましたときのスケジュールとしては、法律が通りましたら来年の前半に第三者機関を設置し、2014年の秋に番号をお渡しし、2015年1月から社会保障、税、防災分野のうち、可能な範囲で利用を開始する。2016年1月以降、先ほど申しあげました各情報の、ここで番号が使われ始めますので、いろんな機関の情報が番号とともにありますので、今度は情報の紐付けをするというような情報提供ネットワークシステムが動き出す。それから、個人の方がインターネット上で使えるマイ・ポータルも運用を開始し、地方公共団体との連携についても、2016年7月をめどに運用を開始したいと考えていたところでございます。

各国の番号制度や、どういう利用範囲にするかという検討をどうしたのかとか、現在いろんな番号があるけれども、意外と国民の皆さん全員が使える番号がないので、今回、こういう番号制度が必要になったということをご紹介している資料がございます。このシンポジウムは、昨年5月から47都道府県で実施しようということで進めてまいりまして、被災地はできるだけ後にというスケジュールで、今年の12月、今月で47都道府県を回るといって、この宮城の地は46番目ということで今回実施させていただいているところでございます。

時間の関係で駆け足の説明になりましたが、補足につきましてはシンポジウムの中でさせていただければありがたいと思っております。ご清聴どうもありがとうございました。

司会：中村室長よりご説明を申し上げます。

皆様、お待たせいたしました。それでは、筑波大学図書館情報メディア系准教授、石井夏生利様によりまず特別講演を始めさせていただきます。石井様、どうぞよろしくお願いいたします。

(4) 特別講演

石井：筑波大学図書館情報メディア系の石井です。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、「マイナンバー制度とプライバシー・情報セキュリティ」というテーマで法律的な観点からお話をさせていただきます。制度の細かい内容というよりは、ベースとなる考え方について、マイナンバー制度が抱える課題を含めてお話をしていくつもりです。

まずこれは、プライバシー権、それから個人情報保護法の歴史的な発展経緯のスライドです。プライバシー権といいますのは、1890年に2人のアメリカ人の法律家が論文を書いて、そこから広がっていった権利です。1890年ですから、ここにいらっしゃる方は誰も生きていないとは思いますが、当時はセンセーショナルなジャーナリズムに対抗するための、一人で放っておいてもらう権利というものが提唱された。これが最初でした。

その後、この権利がアメリカで裁判例の蓄積、判例法上発展していきまして、数十年後にはコンピューター社会を迎えました。1960年代後半ごろ、やはり同じアメリカで現代的プライバシー権、これは自己情報コントロール権とも言われます。自分の情報の取扱いを自分で決定できる権利が必要であるという議論が展開されるようになりました。

現代的プライバシー権は、個人データを保護するための法律を作るためのベースとなる考え方として、立法化の議論の際に取り入れられるようになってきました。その後、1970年代以降、ヨーロッパ各国を含めて様々な国でプライバシー保護法制が実現していったという流れになります。

ところが、インターネット、ネットワーク化が進展していきますと、1つ1つの国の法律では対応できなくなってきます。近年では、国際機関のガイドライン、指令といった国際的な仕組み、ルール作りが重視されるようになってきています。

一方、日本は、大体1930年ごろからプライバシー権の議論が少しずつ出てきましたが、アメリカの議論、それからヨーロッパ各国の動きと比べますと、数十年単位で遅れをとっ

て進んできたという経緯があります。

そうしたプライバシー、個人情報保護については幾つかの側面がありまして、大きく分けると3つあると言われていています。

1つ目が私的な領域の保護。これは、一人で放っておいてもらう権利に該当するようなものです。他人から隔絶された状態、1人でいたいという状態の保障、それから私生活に対していろんな干渉を受けないという、これが私的な領域の保護です。

真ん中の個人情報の保護。これは個人情報保護法がまさしく守っている中身になってきます。

個人の自律の保護。これは自己情報コントロール権の側面になってくるわけですが、自分の情報の取扱いを自分で決定する、そういう自己決定の側面です。

マイナンバーの場面でも、こうしたいろんな側面をどれだけ実効性あるものにしていくかということが重要になってくるわけです。

皆さんの中には、個人情報を利用されることに対して、自分の情報はとられたくない、当然追跡もされたくない、都合の悪い情報はさっさと忘れてほしい、そう思っている方もいらっしゃるのではないかと思います。私もその1人ですが、他方、医療、福祉、そういったいろんな行政サービスを受けるためには個人情報の行政機関への提出が必要ですし、提出した後に利用してもらう必要性もあります。正しく税を徴収して、正しくそれを給付として配分していくためには本人確認、同一人であることの確認が必要になってくる。そのためには一定範囲の追跡も必要になってくるということになります。

問題は、プライバシーを守る、個人情報を守るという必要性と、正しい行政サービスを行うための個人情報の利用のバランスをどう図っていくかという点になってきます。

マイナンバー制度を作るためには、政府部内で様々な会議が開かれてきました。私も、その中に一部参加させていただきましたが、ここから先は、マイナンバー法案について、少し取り上げてみたいと思います。

これは目的規定です。重要な部分は、後半のこのあたりで、個人情報保護法との関係です。個人番号その他の特定個人情報の取扱い、特定個人情報というのはマイナンバーの含まれた個人情報のことです、が適正に行われるように、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法、一般の個人情報保護法の特例を定めることを目的とすると書いてあります。個人情報保護法が制定されたときには5つの法律がまとめて可決されました。重要なのはこの3つの法律になります。この3つの個人情報保護法制の上に、特別な規

定、特別ルールを定めるのがマイナンバー法です。

先ほど中村室長からもお話があったところで、法律を作るときにどういうことが心配されたかというこの3つの懸念を挙げておきました。

1つ目が国家管理への懸念です。国家により、番号をキーに名寄せ、突合されて一元管理されるのではないかと。これは、行政機関が個人情報を取り扱うときにはよく言われることとあります。

真ん中、個人情報の追跡、突合に対する懸念。このあたりがマイナンバー法特有の問題を含んでいる部分です。番号を用いた個人情報の追跡、名寄せ、突合が行われ、集積、集約された個人情報が外部に漏えいするという点。よく意識されるのは「外部に漏えい」です。ですが、重要なのは実はこちらの方ではないかと思ひまして、集められた個人情報によって、本人が自分の思わぬ形で人物像を形成されてしまったり、特定の個人がレッテル貼りされて差別的に取り扱われたりするのではないかと。この辺は、今までプライバシー、個人情報の議論の中ではあまり意識されてこなかったところになります。

3つ目、財産その他の被害です。ほかの人に成りすましをされてサービスを受けられないことがあると財産上の被害も発生するという点です。

情報が組み合わせられて突合されるということは、今まで別々に管理されていた情報が一緒にされて、その人の人格をあぶり出すという側面があります。例えばインターネット上では饒舌にしゃべっていても、現実ではすごくシャイな人というのは、よく若い人とかにいるわけなんです。そういう自分の人格を使い分けるといことはよく行われていることでして、それが突合されていくと、一定の個人像というのが確定した形で形成されてしまう可能性があるという懸念です。

これは、番号で同一人確認を行う場合にどういう側面が具体的にプライバシー侵害になってくるかということを示したスライドです。まず左側について、正しい情報を正しく紐付ける、これはマイナンバー法が意図するところです。ですが、もし必要以上に紐付けられてしまうと、医療、介護、税に関する情報から望まない形で本人像が浮かび上がってくるかもしれない。どういう病気にかかっているか、家族がどんな介護サービスを受けているか、幾ら税金を納めているかとか、住宅ローンを背負っているか、そういったことが浮かび上がってくるかもしれないということです。

他方、最近流行りのビッグデータという言葉があります。不正確でも何でも、たくさんの情報をとにかく集めて分析して結果を出す。こうした分析結果の利用を目的とした企業

の取り組みを示すときにビッグデータという言葉が使われます。しかし、不正確な情報が紐付けられてしまうと偽物の本人像が形成されてしまう側面があります。これもプライバシー侵害になります。その結果、受けられるはずのサービスが受けられないという不利益をこうむると、財産的な被害も発生し得るということになります。

最近ではプライバシー、個人情報侵害する側面も複雑化してきているように思われます。昔は非常に単純で、私生活をのぞき見された、プライベートな情報を外部に流された、これがプライバシー侵害、個人情報の侵害だと思われてきました。ところが、最近のスマホ、クラウド、ビッグデータ、ライフログといった、これは民間事業者の個人情報取扱いでよく問題にされることですが、関係事業者が複雑化して増えているということや、サービスが高度化していくと、プライバシー侵害の側面も複雑化してくるわけです。知らないうちに情報を抜き取られたけれども、自分の個人情報かどうか分からない、自分を特定する情報かどうか分からない場合がある。自分の好みに合ったレコメンドがなぜか届いてきてちょっと気持ち悪い。それから、取られた情報を使って知らないうちにデータマイニングされたという名寄せの問題もあります。自分のデータを寄せ集められて人物像を評価されることは、行政機関に限らず、民間でもよく行われています。

法律の話に入りますと、もともとの個人情報保護法の理念について、第1条には、個人の権利利益を保護しますと書いてあります。この権利利益という概念には、人格的な、その人に属人的に帰属する権利利益と、お金の換えて売り渡すことができる権利利益の両方を含むと解釈されています。

この権利利益を条文で具体化してあるのが第3条で、個人情報が個人の人格と密接な関連を有すること、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきこと、こういったことが書いてあります。平成16年に閣議決定された基本方針には、この法律の第3条について少し言及がありまして、個人の人格と密接な関連を有すること、個人として尊重されることを定めた憲法第13条のもと、慎重に取り扱われるべきと書いてあります。基本的には人格的な権利利益を守りますということを行っています。

では、この憲法第13条を見てみますと、重要な部分は「幸福追求に対する国民の権利」というのが憲法上謳われているということです。これがプライバシー権の根拠規定として解釈されていて、それが個人情報保護法、それから特別法としてのマイナンバー法にも理念として生かされているということになります。

このマイナンバー法、目的は4つありまして、中村室長からもお話があったところで

す。番号を使って行政サービスを効率化するという目的1から3の部分と、それに対して個人情報保護法制の特別ルールを定めて、個人番号、その他の特定個人情報の適正な取扱いを確保することという目的の4が定められているところになります。

今日は情報セキュリティについても少しお話ししたいと思いますので、目を転じて情報セキュリティについても取り上げておきたいと思います。情報セキュリティには3つの要素があると言われています。これは1992年のOECDのセキュリティガイドラインから出てきたものです。

1つ目がコンフィデンシャルティ。承認された者だけが情報の開示を受けられること。プライバシーとまさしく重なるところになります。権限のない人が他人の情報を勝手にとれないようにしましょうというのが機密性、秘密を守ることです。

2つ目がインテグリティ、完全性です。本人確認をするというマイナンバー法の目的がここに入ってくるわけです。

3つ目が可用性です。承認された者が必要に応じて情報にアクセスできる。システムの安全性もマイナンバー法と関連するところになります。

機密性を守るためには、情報が漏れないようにしたい。完全性を守るためには、本人確認が正しくできること。偽造、成りすまし、それから情報内容が勝手に変更されたりしないようにすること。可用性、これは情報システムがダウンして行政サービスが受けられないようになるといったことを避けるという趣旨です。

機密性、完全性、可用性の3要素をバランスよく保護することによって全体的なセキュリティレベルを上げていくことが情報セキュリティの意図するところではあります。

完全性の関係で言いますと、数年前に社会保険庁の年金記録の改ざん問題が大きく取り上げられました。これは情報セキュリティの中でも、情報内容の正確性、情報の本人の同一性、このあたりが不十分であったがために出た事故です。

マイナンバー法における新制度をご紹介します。プライバシーを守り、セキュリティを守るための新制度として、利用目的が法律上定められているものに限るということ、特定個人情報ファイルを勝手に作ってはいけないこと、法律の定める場合以外にマイナンバーを勝手に提供してはいけないこと、特定個人情報を集めてはいけないこと、不必要に番号を出してくださいと要求してはならないこと、あわせて第三者機関が監督権限を持つということが挙げられます。新しく第三者機関を作ることがこの制度の1つの目玉になっています。それから、罰則規定が個人情報保護法と比べるとかなり厳しくなっていると

ということ。罰則のカタログがバラエティにも富んでいますし、厳しくもなっているところところがちょっと注目すべきところかなと思います。

それから、先ほども室長からお話がありましたように、一人ひとりの個人に割り当てられたサイトから自分の情報がどのように使われているかというのを自分で確認できる、そういう仕組みも用意されています。マイ・ポータルの活用です。

他方、条文の数だけで見るのは必ずしも適切ではありませんが、マイナンバー法全体を見ると、やはり情報が漏れないようにするための手当てはかなり厚くなされているように思われます。情報漏えいしないように注意しなければいけないことを定めている規定、情報が勝手に提供されないようにするための規定、情報の秘密を守るための規定、その前提となる勝手な情報収集を禁止するような規定がこれだけあります。そうすると、プライバシーの中でも情報が漏れないようにすること、それから情報セキュリティの中でも機密性を守る、この点はかなり保護されているように思うわけです。

こうした漏えい禁止が手厚く保護されるにはそれなりの土壌があるかなと私は思っています。これはプライバシー権が争われた代表的なケースの重要な判決部分を示した表になります。リーディングケースは「宴のあと」事件です。これは作家の三島由紀夫さんが、有田八郎さんという政治家の方のプライベートを事細かに書いた「宴のあと」という小説を公表したことがプライバシー侵害だとして争われた事件です。東京地方裁判所がどう言ったかといいますと、私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利がプライバシー権だと判断しました。これがその後の判決にずっと影響を及ぼしてきました。最高裁判決も、これは肖像権の関係ですが、みだりに撮影されない自由、その後の判決では公表されない自由も含むと判断しています。

他のプライバシー関連の最高裁判決も、みだりに公開、みだりに公表、みだりに開示されない権利を保護対象にしている、ずっと公開・開示型を中心として裁判例が発展してきたという経緯があります。裁判所というのは、訴えを起こされた事件に対して当事者が主張する内容をもとに判決を下していきますので、争われ方の問題はあっても、そうであるとしても、長年にわたって公開・開示型が中心となってきたという事実は否めないと思います。

もちろん公開・開示型以外にも幾つか判決例はありまして、これはNシステム。高速道路などに設置されているナンバープレート読み取り装置がプライバシー侵害だとして争われた事件です。この事件の判決では、みだりに私生活に関する情報を収集、管理されない

ことや、情報が大量、緊密に集められると、運転者の行動などを一定程度推認する手がかかりとなること、運転者の行動や私生活の内容を相当程度詳細に推測し得ること、国民の行動に対する監視の問題が生ずることなどで、公開・開示型以外にもいろいろな侵害対応があり得るということに配慮した判決になります。ただし、地方裁判所の判決です。

同じく、最近でも公開・開示型以外の侵害ケースについて判断する事例も出てきています。例えばこれは労働関係の事件ですが、JALの客室乗務員事件があります。個人に関する情報をみだりに収集されない、保管されない、開示、公表されない、使用されない。個人情報取扱い全般について制限をかける、そういう利益もプライバシーとして法的保護の対象になると言っています。

これは自衛隊の事件です。これは日本特有の側面があると思いますけれども、自己情報コントロール権が裁判例上も認められるといった判決です。

先ほどアメリカのプライバシー権の発展を少し取り上げました。プライバシー権のうち、一人で放っておいてもらう権利のほうは判例上発展していきました。ところが、自己情報コントロール権のほうは、法律を作るときにこういう考え方を取り入れましょうという形で議論されてきていますので、裁判例上、この権利を取り入れるかどうかというのは、多分、最近数年のアメリカの傾向が変わっていなければ、日本特有の発想になってくるのかなと思います。

プライバシー権の実現方法にも様々なスタイルがあるということですが、日本では伝統的なプライバシー権だけではなく、自己情報コントロール権というのも裁判例上取り入れられるようになってきているということです。

個人情報保護法です。先ほどマイナンバー法で提供制限、漏えい禁止、そういったことがかなり手厚く保護されているというお話をしましたけれども、社会的にもプライバシーの侵害や個人情報の侵害という、やはり漏えいが問題になると思われれます。例えば2005年4月1日に個人情報保護法が全面施行された直後に過剰反応問題が発生しました。大きく報道されたのは、福知山線脱線事故のときに、医療機関がご家族の方や報道機関からの本人の安否確認を拒否したケースがありました。他にも、学校で卒業アルバムや名簿が作れないという事態も生じました。卒業アルバムや名簿を作って、それを配ってしまうと、いろんな人に個人情報を共有させることになってしまいますので、そうなるとう漏えいにあたるということが心配されました。それから、事故の被害者が加害者の連絡先をとれないケースがあります。

情報漏えい事件も報道ベースでもフォーカスされていまして、Yahoo!BBから大量の個人情報漏えい事件が発生したのも、ちょうど2005年や2006年頃の話だったと思います。宇治市から個人データが漏えいした事件でも裁判が起こされて、当時いろいろ報道もされましたし、日々インターネットを通じて個人情報が漏えいしたというケースもよく報道されています。最近で言いますと、ウイルスに感染したコンピューターから個人情報が大量に漏えいしたり、スマートフォンのアプリから個人情報が抜き取られていたり、政府機関へのサイバー攻撃で個人情報が漏えいしたり、そういったことがよく報道される事態が発生しています。

では、マイナンバー制度の本来の目的を考えてみますと、一人ひとりに、唯一無二な、目に見える基本4情報、これは氏名、住所、性別、生年月日と関連づけたマイナンバーを配るとというのが1つ目。同一人の情報を紐付けして相互に活用するというのが2つ目。3つ目、個人が、自分が自分であることを証明する、個人が自分のマイナンバーが正しいということを証明する。これによって、国のお金の出入りを正しくやっていきたいと思いますということを目的としているわけです。

ということは、結局は本人確認をきちんと行うという完全性確保が目的であって、情報が漏れないようにするという機密性は、本来は手段であるはずですが、完全性確保のための手当てはこの程度の条文になっています。機密性確保と比べると、バランス的に大丈夫かなという心配はあります。

個人情報の正確性の確保を直接定めている規定は努力義務になっていて、罰則規定も特にありません。CIA（機密性、完全性、可用性）のバランスがとれているのか、プライバシーや個人情報の様々な側面をバランスよく守っているのかというところは1つの課題になると考えています。

CIAについても、情報セキュリティの3要素をバランスよく機能させるという観点からすると、マイナンバー制度の保護措置のバランスがとれているかどうか問題になります。

開示、公開、漏えい型の日本的プライバシー論議については、プライバシー侵害、個人情報の侵害にはいろんな側面が出てきていますから、今までみたいに単純に個人情報が漏れたというのがプライバシー侵害だという議論の仕方だと、時代遅れかなという感じがしています。

最後に、必要以上に紐付けずに同一人確認を行うことができる制度になっているか。必

要のある行政事務には個人番号を十分に活用して、それ以外の不用意な紐付けが行われていないかということはきちんとチェックしていかなければいけないというところだろうと思います。

済みません、ちょっと長くなってしまいました。以上で私の話を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

司会：石井様、貴重なお話、どうもありがとうございました。

それでは、ここで、前にございます時計を目安に、これから10分間の休憩とさせていただきます。

お席をお離れになる際は、貴重品など、どうぞお持ちください。

それでは、お時間までご休憩ください。

[休 憩]

司会：皆様、お待たせいたしました。只今よりパネルディスカッションを始めさせていただきます。

それでは、パネリストの皆様、どうぞご登壇ください。

プロフィールは、お手元の登壇者プロフィールをご覧ください。

それでは、ご紹介させていただきます。

先ほど特別講演をいただきました筑波大学図書館情報メディア系准教授、石井夏生利様。

日本弁護士連合会情報問題対策委員会副委員長、野呂圭様。

仙台経済同友会副代表幹事・東日本旅客鉄道株式会社取締役仙台支社長、里見雅行様。

東北税理士会制度部副部長、齋藤仁志様。

番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与。

内閣官房社会保障改革担当室、中村秀一室長。

そして、コーディネーターは、河北新報社、佐々木恵寿編集委員です。

それでは、佐々木編集委員、どうぞよろしく願いいたします。

(5) パネルディスカッション

佐々木：只今ご紹介いただきました佐々木です。進行役を務めさせていただきます。これから約40分間ぐらいの予定でパネリストの皆様からご意見を伺い、その後、ご参加の皆様との質疑応答を中心にした国民対話に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回のテーマでありますマイナンバー制度は、突然の衆議院解散がありまして、法案自体は廃案ということになりました。ですが、先ほど峰崎さんをご挨拶されたように、多くの政党がこの番号制度というものを公約の中に掲げているということでございます。選挙後にどんな政権が誕生するにせよ、いずれこの番号制度というのが政治日程に上がってくるであろうと。その際、議論のベースになるのは今回のこの法案というのは想像にかたくありません。したがって、この法案をよりどころに今日の議論を進めさせていただきたいと思えます。

新しい制度ということで、当然メリットもあればデメリットもあると。そうした点を十分に知って理解した上で是非を判断する必要があるのだと思えます。これからの意見交換の中で皆さんの判断材料になり得る、そうした利点や問題点といったものをこのパネルディスカッション、それから国民対話の中で浮かび上がらせていけたらと思っております。

このシンポジウムには河北新報が共催という形で参画させていただいています。それは市民の皆様との生の対話を通して市民目線から議論をして理解を深めていきたい、そうした中立的な議論の場作りに関与させていただいているということだと思っております。幸か不幸か、法案は廃案となったわけですが、これは見方を変えれば仕切り直しということで、仮に国会に法案が再提出されるとすれば、今日のこの議論、それから皆さん方のご意見、そういったものがその過程で反映されることを期待しながら今日の討論を始めたいと思えます。

ご登壇されたパネリストの中で、まだ発言されていない方がお三方いらっしゃいます。その方に、この制度に賛成か反対か、その理由などについてお聞きしていきたいと思っております。

まずは里見さんのほうからよろしくお願いいたします。

里見：私は、番号制度の導入は必要だと考えております。社会保障給付、あるいは課税に関しまして、情報の精度を高めて公平性を向上させるという意味で番号制度が有効である

と思います。名寄せ、マッチングをして、所得などの情報をできる限り正確に把握する、そういう仕組みになるということを期待しております。

それから、もう1つは事務の効率化です。紙の手続をなくしていくことができると思います。今の行政手続は多くの必要書類を提出しなければなりません。これは国民にとって大変大きな負担になります。それを受ける行政のほうも大変な手間をかけているわけです。番号制度を導入することによって手続を大幅に簡素にしていくということが求められていると思います。

民間出身の政府CIOの方が就任をされたわけですが、番号制度を導入して、それを機にあらゆる分野で徹底的に業務の構造改革を進めていただければと思います。今は異なる行政サービスの間を紙の証明書でつないでいくというような仕組みになっているわけですが、それを変えていくということは大きなメリットがあるのではないかと思います。

ただし、システムを作る、あるいは、そのシステムをその後に運用するということには多額の費用がかかります。また、セキュリティ対策を考えると、当初予定しなかった費用がかかるということもあるのかもしれませんが。そういった意味でも費用対効果を十分に検討する必要があると考えます。システムは番号制度導入の目的に照らして効果の高いものにしていくべきであり、極力コストを減らす必要があると考えます。

以上です。

佐々木：ありがとうございました。

それでは、次に齋藤さん、よろしくお願いします。

齋藤：税理士会では、この番号制度に関しまして、大綱が出たときからいろんな意見を申し上げてきたようでございます。お手元の資料でございますが、大綱をベースにして作っておりますので、法案になった段階でアップデートしておりません。中身は大綱に対する税理士会の考え方がそのまま法案に実現されているかなということで、内容的には変わってないと思いましたので、そのままこの資料を使わせていただきます。

番号制度導入に関しまして、税理士会としては基本的に賛成しております。行政の効率化、それから所得の把握に、完璧ではないにしても、番号制度を導入することによって、より正確な収入の把握とかができるのかなということ。それから、それに伴う社会保障の

給付に当たっては、ちゃんとそれぞれの方の収入とかを見ながら給付に向けられるのかなということで、賛成の方針であります。

各論のところでは付番とか、税務手続の効率化とか、いろいろ書いてありますけれども、個別に入っていきますと、国民の利便に資するんだったらオーケーだよと。ただ、今、里見さんからもありましたように、費用対効果はちゃんと考えてくださいということは念を押しております。本来であれば税理士会のほうで計算して、これだけの費用が出ているんじゃないかということを書けばいいんですけれども、残念ながら、そういうノウハウを持っていませんので、それは政府にお任せするしかないということで考えています。

この番号制度の大綱が出たときから、税理士会は毎年のように、主に税務行政に関して意見を述べる機会を作っておりまして、税制改正建議という建議書を出しております。その中で、平成22年6月から既に賛成しますよということでバックアップ体制をとるようにしております。

ただ、今の日本の税制は申告納税制度というものを基本にしております。申告納税制度というのは、ご案内のように、納税者の方が自分で自分の所得を計算して申告し、納付するという制度でございます。番号制度を導入しますと、いろんな情報が課税当局のほうに集約されるんです。そうすると、中には、自分で計算したものと集計ミスがあって違うじゃないかということがある。その場合でも、いきなり課税することではなくて、ちょっとこの辺、計算ミスありませんかということで当局側から働きかけがあって、それでもう1回見直しをして修正申告なりを出すというような、その申告納税制度を補完するものにしていただきたいよということを申し上げます。

それから、次の各論の税分野、社会保障分野、これから先に進めたらどうですかということで、法案の中ではそれを中心に使うという法案でしたので、そのまま踏襲されているかなと思っています。

それから、目的外に使用しないことということで、税の分野では民一民一官という利用形態というふうに暗号みたいなことが書いてありますけれども、特に企業さんになんですが、いろんな支払い調書を作っていただいて税務署に出していただくということになっています。税務署のほうでそれを集計して、それぞれの方の収入が間違いないかどうかと見るわけですが、そのときに番号が振ってあると、その集計がしやすくなる。場合によっては、自動計算で集計できる。そのために、民間でもその番号を使わせてほしい。パネルでは、給与所得者に対して番号の提示を求めて、会社がその番号でもって市町村に給

与の支払い報告書を出すというようなイメージを作っております。

それから、番号には新たな番号をといるところでは、法案の中で住民票コードを基調にして新しく付けるということでしたので、それは法案に実現しているかなと。

それから、情報管理システムの部分に関しましても、先ほどの先生からのご説明でもありましたように、いろんな方からいろんなことを要求されていると思いますので、ここは税理士会も同様に、しっかりしてくださいよと申し上げているところでございます。本当はこれも何らかのいい方法を考え出して提供できればいいんですけども、そこまでのノウハウを持っておりませんので、お任せするしかない。

改めて税理士会がお願いしたいということにつけ足しているのが、付番対象を外国法人とか、それから、永住ではないんだけど、国内で所得を稼いでいる非居住者にも番号を付してみたらどうですかという提案をしております。これはマイナンバーじゃなくても、国税当局がやればいいのかもかもしれませんけれども、法人に対するマイナンバーの割りつけが国税庁ということでしたので、あわせて国外の、非居住者にも番号をつけたらどうですかという提案でございます。

それから、先ほど申し上げました税務手続の効率化ということで番号制度を導入していただくと、それを利用して一気に申告等ができれば、いろんな途中経過が省けるんじゃないか。それから、法定調書ですね。支払い調書のときにも利用して自動的にマッチングできるのでいいのではないかとということで申し上げているところでございます。

それから、マイ・ポータルに関しましては税理士会は特に注目しております、e-Taxをご利用の方はご存じだと思うんですが、メッセージボックスというのがe-Taxにありまして、そこに自分の申告した情報が残されております。それとこのマイ・ポータルとの関係はどうなんだというようなことを非常に強く問題視しております、先日、9月にも役所の方と税理士会連合会の幹部の方と意見交換させていただいたら、それは全く別物として扱うよというお話をいただいているので、あまり神経質になる必要はないのかなと思っております。ただし、法人はマイ・ポータルを設けないんだということでしたので、法人にもマイ・ポータルを設けていただければと提案申し上げているところでございます。

それから、中小企業の事務負担を配慮してくださいという、これは当然なんですけれども、実際に法定調書を書くときにマイナンバーの番号を記入していくのは中小企業のほうなので、そのところでうまく取り込んでいく仕組みを何か考えていかないと、例えば間

違えて入力してしまったときに、その間違いのところがある程度早目に分からないと全然違う人の情報になってしまうので、その部分の入力ミスというか、そこはちゃんと考えていただきたいなというか、気をつけなきゃいけないなと思っています。そこを通じての情報漏えいというのはあまり問題にしなくてもいいのかもしれませんが、利便性と安全性というところでバランスをとっていただきたい。これは多分、異口同音に皆さんがお考えになっていることだと思います。

最後に税理士の立場を明確にという、これは税理士のアピールでございまして、申告の代理ができるのが税理士なものですから、マイ・ポータルがだれでも申告できるような状態になればまた考えなきゃいけないことで、そこまでマイ・ポータルは考えてないということ。そういうお話をいただいておりますので、ここは飛ばしまして、以上にいたします。どうもありがとうございます。

佐々木：どうもありがとうございました。

それでは野呂さん、お願いいたします。

野呂：弁護士の野呂と申します。仙台で弁護士をやっております。日弁連は、このマイナンバー、共通番号制については反対の立場でございます。私の今日のレジュメもその立場からですし、あと封筒の中に日弁連が作った、お猿さんの絵が入ったQ&Aがありますが、それも同じような趣旨で書かれてあります。

マイナンバーを作れば、いろいろいいことがあるという話ですけれども、大体、そういうときには疑ってかかれというのが物事の鉄則だと思います。そういう趣旨で「疑問だらけのマイナンバー」ということで、私なりの考えを申し上げさせていただきます。

まず、そもそも何のためのマイナンバーなのかということを確認しておきたいと思います。石井先生のご講演でも出されておりましたが、法案の第1条が長々と書いてあるんですけれども、①、②というのがありまして、まとめると、ここに書いてあるようになっていまして、つまりは行政の効率化がマイナンバーの目的だと言えます。

では、行政の効率化と言うけれども、マイナンバー制を導入しないと私たちの生活というのは本当によくないのか。マイナンバー制を必要とする必要性の問題です。二つ目として、プライバシー、個人情報きちんと守られるのか、許容性の問題。そして、費用対効果はあるのかという合理性の問題。この三つの観点をそれぞれ独立に検討してクリア

できるか。さらには、その検討の過程で総合的に、①のことを考える際には②、③も意識しながら検討していった、最終的にクリアされるのかどうかということで考えていくべきではないかと思っております。

まず必要性の問題ですが、マイナンバーは必要不可欠かということで、左側に①から⑤ということで書かれてあります。ここは社会保障・税番号大綱という、法案のもとになった大綱で記載されてあって、先ほど来の政府説明でも紹介されていたもの見出しです。

それに対して右側は、それに対する私のコメントになっています。結局のところ、1つ目については、マイナンバーがないと、ここに書かれてあるような、よりきめ細やかな社会保障給付とか、所得把握の精度の向上とか、災害時の活用、そういうものが実現できないものなのか、ほかの方法はないのか、ほかのより人権侵害の少ない方法は考えられないのかという疑問です。

①社会保障の観点で考えてみますと、そもそも政府の言う社会保障って何なのかということなんです。例えば生活保護を例にとってみれば、いまだに水際作戦といって、申請者を窓口ではね返してしまうことが行われているということは聞きます。それから、保育所の問題で言えば、これは自治体の問題になりますけれども、いまだに待機児童数は多いけれども、公立の保育所をどんどん削減していく。こういうものが社会保障と言えるんですかということです。結局、社会保障と言いながら、実のところ社会保障給付を削減していく、その目的で共通番号が作られようとしているのではないかと。そういう問題意識です。

②については、所得把握の精度が向上できると言われていますけれども、これは完全に把握できないということは大綱自身も認めているというところなんです。

それから、④事務手続の簡素化についても、どれだけ困っているのかと。我々が区役所とか市役所に申請するのは年に何回あるのかということ考えたときに、確かに番号ができれば手間はちょっと省けるかもしれないけれども、そのために何千億円という税金が使われるのが果たしていいのかという問題意識です。

⑤については、パソコンで自分の情報が確認できると言いますがけれども、パソコンを使わない人はどうなのという問題です。

災害時にマイナンバーが必要かと。まさに、ここ、宮城県は被災地なわけなので、その点についても触れておきたいと思います。共通番号がないことによる具体的な支障はどれほどあったのかということです。先ほど峰崎さんが仙台市長のお話をちょっとされていたんですけれども、私のほうで、仙台市が国に対して被災と共通番号の関係で会合なりした

ときの文書が何かあるかということで情報公開請求したところ、峰崎さんとの懇談のメモが資料で出てきたんです。その中で、市の職員がこういうことを言っているんです。共通番号の必要性について、同姓同名などの個人の確認には使えると思うが、どこまでやるかということも影響する。内容次第では、例外的状況下にあつて役に立つこともある程度にとどまるかもしれないとか、あと、被災者の病歴などを知りたい場面もあったのではないかという点については、現在でもカルテが電子化されていないので情報取得は難しかったのではないかと。市のここに出ていた方のコメントを見る限りは、仙台市の立場としても、それほど共通番号がなければどうしようもないとは考えてないということがうかがわれると思います。それから、義援金や生活再建支援金の支給遅れという問題がありましたけれども、これも共通番号がなかったからなのかどうかということです。

(2) について言えば、支援物資の問題についても、それは共通番号がなくなつて、各避難所ごとでこういうものがこれぐらい必要だということがわかれば足りるのではないかなど、そういったこと。

それから、ICカードを持っていれば、そこに共通番号が書かれてあるので、以後のいろいろな支援に役立つということですがけれども、緊急時にカードを持ってくるのかということがまず問題になりますし、途中で、「あっ、カード忘れた」と思って戻ったら津波にやられたとか、余震にやられたとか、そういうこともあり得るんじゃないのか。そういう問題もあると思います。

それから、プライバシー侵害の危険の点です。

まず1つ目として、マイナンバーの対象となる個人情報。当面はここに書いてあるもの。医療情報というのは健康保険の給付情報ということになりますけれども、そういうこと。将来は民間企業における活用にも広がる可能性があると言われております。経済界なんかは、この共通番号、民間にも活用を広げろということを強く主張されていますので、いずれこの制度が導入されれば民間にも広がっていく可能性は十分にあると思います。

(2) 広くマイナンバーが活用されると私たちの個人情報、すなわち行動履歴は大量に収集されてしまいます。私たちが日常生活の中でマイナンバーを使えば使うほど、どこで何をしたというのがその番号の履歴を通じて分かってしまうということです。そういうマイナンバーで検索すれば、私たちの個人情報が容易に確実に名寄せできてしまう。結局、自分たちの行動、場合によっては、そこからうかがわれる思想、考え方、そういうものまで国家に把握されてしまうことになるのではないかとということです。

それだけの問題があるにもかかわらず、マイナンバーでは原則として本人の同意を必要としていません。本人の同意なく、そういう情報を収集できるということになってしまう。これは自己情報コントロール権の侵害になるのではないか。自己情報コントロール権というのは、自分の情報についてまさにコントロール、きちんと管理するものですから、第三者、国が情報を持つことについての同意が出発点になるわけですね、自分の情報のコントロールがそもそもできない。マイ・ポータルは、情報がどう使われているかを確認できるという点では意味あるかもしれませんが、そもそも自分の情報をとられるということについては個人の権利というか、そういうものは及ばないという問題があります。

4つ目、個人情報漏えいの危険。これは再三、今日も指摘されていたところです。お隣の韓国でも、同様の住民登録番号という共通番号制度があるんですけども、そこでは、2008年1月から2011年11月までの間に延べ約1億1,977万人の個人情報が流出したということが言われております。韓国の人口というのは約5,000万人ですから、単純に計算すると、1人がそれぞれ2回以上、自分の個人情報が漏えいされているということです。同様のことが日本でも起こらないとは言えないのではないかと。

最後に、成りすましです。他人のマイナンバー、共通番号というのは目に見える形、要するにカードとかに書いて、誰でも分かる番号になっているので、そういう番号を使って他人に成りすましていろいろなことをやるということが考えられます。アメリカとか韓国では、この成りすまし被害が多発していると報道などで明らかになっています。

こういう危険があって、いろいろな対策を講じるということではありますけれども、翻って考えてみると、原発も確かに危険な側面はあるけれども、これこれ、こういうことをやっているから安全なんだと言われてきて、この結果になっているわけです。そういうところを教訓に、きちんとこの問題も考えるべきではないかと思っております。

プライバシー侵害を防止できるかということで、方策としては幾つか挙がっています。1つは、第三者機関を設置してきちんと監督していくんだということですけども、その第三者機関というのは委員の構成7人で、うち3人は非常勤とされています。これで十分に監視、監督機能を行行使できるのかという問題がある。さらに、その第三者機関は、警察などが収集する個人情報の点については調査権限が及ばないとされております。だから、完璧ではないんですね。第三者機関をもってしても踏み込めない聖域があるということになります。

あと、罰則強化すれば大丈夫かという問題です。過失犯の処罰はないので、不注意での

流出阻止は困難ではないか。それから、確信犯の場合は、罰則を強化したってあまり意味はないのではないかとということです。

あとはシステムも完璧とは言えないということです。扱う情報や機関が増えれば増えるほど、ネットワークが広がれば広がるほど、中にはセキュリティの低いところが出てくる可能性があるわけで、そこをねらわれてしまうということも考えられます。

住基ネットというのが今既に稼働されていますが、それについて裁判がありまして、最高裁判決では、住基ネットは合憲だということになっております。しかし、この最高裁の判決に照らして考えても、今回のマイナンバーは違憲になる可能性があります。1つの理由としては、ここに書いてありますように、住基ネットというのは、氏名、生年月日、性別、住所という基本4情報を対象にするものです。それに対してマイナンバーというのは、それに限らず、医療とか、介護とか、そういったセンシティブな情報も扱うということです。単純に住基ネットと比較することはできない。さらに、住基ネットは4情報以外の情報とのデータマッチングは基本的にしないということになっている。しかし、マイナンバーというのはいろんな情報とデータマッチングするということですから、住基ネットがいいんだから、こっちがマイナンバーもいいとは言えないのではないかとということです。

最後に費用対効果ですけれども、初期費用について6,000億とか1兆円とか言われております。最近はもうちょっと低い金額も出ておりますけれども、はっきりしていない、ランニングコストもどうなるか分からない、そういう状態です。

効果ですけれども、そういった費用を上回るだけの便益が我々にあるのかということです。いまだに試算が発表されていないと。このリレーシンポも、宮城が最後から2番目ということですがけれども、終わりになっているのに、いまだに費用対効果のところ明らかにになってない。そういうところで法案を通そうとしているということです。

こういう状況の中でマイナンバー制度の創設、これは規模から言えば大型公共事業と言っていいと思うんですけれども、そういうことに本当に賛成できますかということです。

まとめですが、制度というのは一たび創設されると肥大化します。できたら後戻りは基本的にできないと思います。肥大化していくほど扱う情報も多くなっていくわけですから、人権侵害、プライバシー侵害の可能性も増大していく。

2つ目は最初に申し上げたとおり、メリット、デメリット、費用対効果を慎重に衡量して検討すべきと。現時点でそういったところが十分な検討がなされているとは言えないと

いう点。

3つ目として、国民にも十分に知らされていない。昨年、1年前の世論調査ですが、83%の人がマイナンバーの内容を知らないと答えています。本当にマイナンバーが必要であれば、国民も関心を持って、知っている人もたくさん出ると思うんです。それが知らないということはあまり関心がないということなので、それほど国民はこのマイナンバーの必要性を感じていないのではないかと。つまり結局は国民不在の中でこういう制度が作られようとしているのではないかと。ということで、マイナンバーの導入には反対ということです。

以上です。

佐々寿：どうもありがとうございました。里見さんからは必要だと。齋藤さんからは、税理士会としては賛成だと。それから、野呂さんというか、弁護士会としては反対だということと丁寧なご説明をいただきました。

3人の方のご意見を伺って、前段の石井先生の特別講演、政府のご説明と合わせて、かなり多岐にわたる論点があるんだなということが見えてきたかなと思いますが、ここからはテーマを絞って、こちらから二、三お尋ねしたいと思うんです。

お三方からも費用対効果というお話が出ましたが、今の政府が考えているスタート時点で、このシステム作りにどれぐらいのお金がかかって、それはそこから派生する効果と比べてどうなのかといったところを中村さんのほうからお願いできますでしょうか。

中村：番号制度の導入に当たっては当然費用がかかるわけでございます。先ほど野呂先生のほうから6,000億円という数字が出ておりましたが、政府が2年前に粗々の推計をしたときに、そういうオーダーの数字が出たことがあります。現在、私どもが予算要求をし確定している数字は、先ほど申し上げました導入にかかる共通経費としては番号を付けるシステムが必要になります。マイナンバー（個人番号）と法人番号、これに100億円。それから、情報連携。先ほど言った紐付けをするシステム、皆さんにご説明したマイ・ポータル、それから第三者機関の監視システムの構築に400億円。つまり基本的なシステムとしては500億円で完成すると、そういうことで今進んでおります。もちろん法律が成立した場合、政府が自分で作るわけではなく、それぞれ専門的なところに発注したりしなきゃなりませんので、発注行為も出ますから、これは私どもと関係省庁と財務省とできちんと

見積もりをし、今年度に必要な分は、予算計上されている分、来年度以降かかる分、全部見込んで100億円プラス400億円、合計500億円と見込んでおります。

私どもの政府の説明でもお分かりのとおり、それから皆さんの説明にも出てきましたように、税と社会保障に使われます。人を雇っている各企業の方は、従業員さんに給料を払ったということを税務署のほうに申告する。したがって、企業のほうも従業員さんのマイナンバーを出してもらう必要がありますし、そのマイナンバーを載せた書類を必要な税務署に提出するということになります。つまり企業のほうでも、そういった意味では自分の給与管理のところにマイナンバーを入れなきゃならない。年金の仕事にも使われる。そうすると、日本年金機構もそういう見直しをしなければならぬ。何よりも宮城県、仙台市を含めた地方公共団体でも、そういうシステムを直す仕事が出ます。そういった仕事、システム、健康保険組合などの改修も出てきます。

メリットの点でございますが、いろいろご説明しましたように、住民の方々、国民の方々の様々な手間が省けると。そういう数字も見込む必要があろうかと思えますし、今、行政内部では市役所の中、県庁の中、あるいは国の中央省庁の中、それぞれ個人の情報とこの方の情報と突き合わせをしなければならぬ。そういうバックヤードの仕事をしているわけですが、そういう仕事に人手が割かれている、あるいは時間が割かれているということは改善される効果があると思えます。

マイナンバーの導入の初めは1960年代、グリーンカード制度というのは1970年頃、一度法律を作って提出されたということがありますが、その頃にもマイナンバーができておれば、例えば消えた年金記録問題などのようなことももっと防げたのではないかということをお考えますと、将来に向かって、この仕事というのは、国や地方公共団体の行政の仕事をより効率的にするための必要な投資だと思っております。国民の皆さんからは、もっと効率的な、それから正確な行政事務をするようにと、こういう要望も高いわけでありませぬ。人は増やせない、行政ニーズ、社会保障の仕事はどんどん膨らんでいく、よりきめ細かな仕事が必要になる。そういったときに、今のシステムでは対応できないことがたくさんあります。それから、違うところにある一人ひとりの情報を確認できない。コンピューターでは日本人の名前は確認し切れないというのは消えた年金記録でも分かっておりますので、やはりその方がその方であるということをきちんと把握するためにはマイナンバーが必要になるということになります。

1つだけ、社会保障を減らすためにマイナンバーを導入するというお話がありました

が、政府はそういうことを考えておりません。2012年度、今年度、社会保障に使われるお金は109.5兆円で、半分が年金ですが、GDPの22.8%になっています。3月30日に一体改革関連で政府が法案を提出したときに、厚生労働省は2025年の見通しを出しておりますけれども、これが2025年までに1.36倍、148.9兆円になる。経済よりも膨らみますので、GDPは24.4%になる。しかも、政府は、今回の改革をしなければもっと社会保障が伸びないところを、低年金の方の対策だとか子ども・子育て支援をするということで増やしているということなんです。今のGDPに占める割合よりも社会保障がより大きくなる。それだけ保険料や税のご負担も大きくしていただかなければならなくなるわけですので、そういう社会保障で公金を使ってする仕事を誤りなく、本当に求められる人に届くようにするためには、紙の書類でやっていたのでは間に合わないし、正確ではないし、人は間違えるものですから、そういったことを起こさないようにするためにも、やはりこういう番号システムは必要なんだと。

これは新幹線や高速道路と同じように公共事業だというお話がありましたけれども、そういう基盤がなければ、よい車両を走らせられない、スピーディーな行政サービスはできないということでもありますので、やっぱり21世紀の日本という国家、あるいは、地域がそれに足る公務サービスを持てるかどうかということではないかと思います。いろいろなご懸念はわかります。それから、不埒な人間が政府の中にもいるかもしれない。人は悪をなす、あるいは誘惑に弱い面がありますから、そういうところを防ぐのが法律でありますし、罰則であるということではないかと思いますので、そういう観点から法制度を作り、ご提案しておりますので、その点は何とぞご理解をいただきたいと思います。

佐々木：ありがとうございます。今の話とも若干重なるのかもしれないですけども、やはりプライバシー、セキュリティの問題というのは会場の皆様も懸念されているところではないかなと思います。過去に議論があった番号制度と今回の大きな違いというのは、やはり情報環境が随分変わったと。ご存じのように、パソコンやインターネットが爆発的に普及した社会、個人情報ネットの上を飛び交うという世界でございます。当然、個人情報の漏えいなどといった事態が懸念されるわけですけども、これに対しては本当にガードができるのかといったところを峰崎さんに改めてお願いしたいんです。

峰崎：先ほど6,000億円とか1兆円という数字が出たので、その点だけ先に説明いたしま

す。我々がちょうど中間報告を出すときに、各省庁に、この番号制度が入ることに伴ってどのぐらいのお金がかかりますかということをとりにあえず出していただいた。それをそのまま査定などをしないで積算して、約6,000億円という数字を出したことがあるんです。

中村室長から先ほど500億円という話をしましたけれども、これから市町村レベルでは、それぞれの自治体ごとに、導入方法を検討している。例えばクラウドを使うやり方をしたらもっと安くなるんじゃないとか、情報を扱ういろんなやり方を今地方自治体で検討していますので、そういったことも含めて金額がまた変わってくるだろうと思います。

最後のプライバシーのところとか、いろいろ出てきたんですけれども、先ほど韓国とアメリカという例を野呂さんは挙げられておりました。ここのシステムと日本のシステムは全然違うわけです。特にアメリカなんかは典型的なんですけれども、1枚の紙の上に番号と名前が書いてあって、それですべての税情報や、例えば預金通帳を作るときもその番号を使う。1つの番号ですべてをやろう、社会保障もつなげようとしている。これでは、1つの番号が分かると芋づる式に全部分かってしまうという形になってくるわけです。このマイナンバー法案の場合は、先ほど中村室長から詳しく説明があったように、マイナンバー法案では、番号を1回符号に切り替えて暗号で情報と情報を結びつけていくということにしています。こういう仕組みをとっていらっしゃるので、いわゆる一元的な管理というものに私たちは当たらないと考えています。一元的な管理ではない分散型の管理をしているがゆえに、1つ仮に漏れたとしても、それが大きく広がっていかない仕組みを作っていると理解していただきたいと思うわけです。

法制上の措置として、罰則を強くしたぐらいではだめだとか、あるいは監視機関はどういう体制になるんだということについて、我々は公正取引委員会のように権限が強く、しかもしっかりとしたスタッフ機構を持つ機関を作っていく、そういう見通しを将来的には立てているわけですが、法制度上、そういう形をとると同時に、システム上も非常に厳密な形でシステムを構築して個人の情報は分散型の管理にしていこうと考えています。

先ほど野呂さんのほうからちょっとご指摘があったのが、番号で政府がコントロールするのはけしからんという話なんです、中村室長から説明したように、今、年金の番号がある、医療の番号がある、運転免許の番号がある。大体、番号でコントロールされているのがたくさんあるわけです。ただ、全国民を4情報できちんとカバーできているかどうかというと、できていない。そういう意味で住基ネットの情報を使って、それをマイナンバー

一という形で進めていっておりますので、その点は、政府は番号を管理したらけしからんというのはあたらなのではないか。

例えばここにちょっと書いてありますけれども、育英資金も番号を使わせてもらいたいと。こういうものが今回、社会保障、税以外に入ってくるんです。それは、やはり育英資金をもらっていながら返済できない人もいる。あるいは、かつて育英資金をもらっていて、返済してもらわなきゃいかん人がなかなか見つからないとか、そういう問題が文科省から出てきていまして、それで実はつなげようということになったんです。そうすると、所得情報と接続することができたら、本当に所得がない方々に対してどうしたらいいかということにも対応できるわけです。

そういう意味で社会保障というか、育英資金の問題なんかも、こういう形で所得情報と結びつけていくと、比較的国民にとって利便性が高く、あるいは返済できない方々に対してどうするかといったようなことにもまた対応が可能になってくるという点で、私は非常に効果が上がってくるのではないかなと考えております。

佐々木：どうもありがとうございました。時間が押していまして、これから国民対話のほうに入ろうと思うんですが、パネリストの皆様方、よろしいでしょうか。

(6) 参加者との質疑応答・意見交換（「国民対話」）

それでは、これから質疑応答・意見交換「国民対話」に移ってまいりたいと思います。本日会場にお越しの皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思います。挙手の上、お名前と、できましたらご所属もおっしゃっていただいた上でご発言いただきたいと思います。どなたでも、どのような観点からでも結構です。よろしくお願いします。

質問者①：私、●●と申します。民間病院の内科医です。メリット、デメリットという前に、まず峰崎さんにお尋ねしたいんですが、日本も8割は中流社会と言われた時代がありました。今の話ですと、1960年代からナンバー問題があったということなんですけれども、中流社会と言われている時代にこういう問題がここまで国民に提起されないで、今は格差がどんどん広がって行って、どこまで広がるか分からないという、社会的に非常に不安定な時代ですね。そのときに、公正と公平性と透明性高くという趣旨でやられたときに、国民の連帯とか国民の団結を促進するものになるのかどうかと。今の時代に対してで

すね。そういう大きなところでの問題意識をお聞きしたいんです。

といいますのは、今の格差社会の中でも比較的経済的に恵まれている方は、社会保障制度がどんどん悪くなっている中で、それに頼らない方向で国民は随分動いていますよね。しかし、こういう制度を本当に必要としている人たち、つまり貧しい方々とか、社会的にいろんな差別をされている方々こそが、こういう制度によって丸裸にされてしまうんじゃないかという危険を感じますし、そういう方々はパソコンなんて持ってないですよ。参加できないです。つまり、そういう方にとってメリットがないんです。そういうことをどう考えていくべきかと。公平、公正、透明性高くという言い方が、こういう格差社会には大義名分で通用しないという時代を十分認識してシステムを考えなければいけないんじゃないかということがまずあります。

それから、中村さんにお尋ねしたいのは、社会保障の給付が非常に重複されて不公平だということをおっしゃっていますけれども、それはお金に換算して、全国で年間どれくらいを試算しているのでしょうか。つまり無駄な社会保障の使い方がどれくらいと見ているのかということです。

それからもう1つ、行政の効率化といったときに、これによって地方公務員をどれくらい減らせると見ているのか。そういうことも明らかにしていかなければ、つまり何でも効率的であればいいということではないということが今の社会で明らかになったわけですから、そこに向かって時代的にきちんとこたえられる理念といいますか、考え方をもっとしっかり出してくれなければ、単なる公平、公正、透明性ではとても国民はやっていけないという、まずそういう気持ちになります。いかがでしょうか。

佐々木：峰崎さん。

峰崎：あとの問題も絡んでいるのかもしれませんが、今質問なされた方、私も本当に問題意識を持っています。かつては高度成長時代に所得が上昇して、かなり多くの方々が中流意識を持たれていたと。ところが、1990年代、バブルの終わった後に経済の成長が伸び悩みながら、今はある意味で規制緩和がどんどん進んで新自由主義的な流れが強まり、格差が生まれてきている、不安定な社会になっているんじゃないかと。そういう社会で、私たちは社会保障というもの、国民の連帯感というか、支え合いを強めていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんです。

実は私自身も参議院議員を3期18年間ずっとやりながら何が一番重要なのかなと考えたときに、それをみんなで支えるための財源の問題が非常に重要だったわけです。その財源がないままに赤字国債を出しながら、今日1,000兆を超えるような借金を抱えて、毎年のフローの支出も実は税収では半分しか賄えないようなところまで来ていると。そこを私たちがやっていくためには、国民の皆さん方に、社会保障をみんなで連帯していくためにも、この財源をどのようにお願いするかということを考えないといけない。

そうすると、現状、公平な社会、公平な税制になっていますか。今、お隣に税理士さんがおられますけれども、やはり日本では、まだまだ国民の皆さん方にクロヨンとか、税制が不公平という認識がある。私は、基本的にクロヨンの問題というのはそう大きくないと見ていますが、ただ、不公平な税制というところはまだ残っているんじゃないか。どうも所得が正確に捕捉されていないんじゃないか。あるいは、金融の中でも証券税制は非常に優遇されていて、高額所得のある方々に非常に有利に作用してはいないかと。それを解決するのに番号制度が入って、金融所得の問題もきちんと整理をしていかないと、これはなかなか片がつかない。だから、私自身は税の問題に取り組みながら納税者番号というものは不可欠だなと感じました。そして、社会保障との連携をさせていくことが非常に重要になってきているんじゃないかなと。その意味で、国民の連帯やきずなを深めるためにもこういうツールが必要なんです。

でも、完璧なものとはできないんじゃないですかと。そうなんです。いくら番号制度が入ったからといって、日常の八百屋さんへ行ったときの取引が番号で入ってくるということはありません。お隣の韓国で調べてみても、どんなに頑張っても、現金取引を含めて8割、7割ぐらいしか完璧につかめないということは分かっているんですが、しかし、この制度が入るに伴う牽制効果はあると思うんです。

実は1961年にアメリカで番号制度を税に適用したときがございます。私がIRS（内国歳入庁）というところに調べに行ったときに、この番号制度で税をつかむようになって何か大きな変化はありましたかと言ったら、直ちに大きな変化があったのは、実はアメリカの人口は日本の3倍近くいますけれども、その中で扶養控除にあげていた扶養親族の数が600万件減ったと言うんです。先ほどお母様を扶養しているという、控除がダブっているという例を挙げましたけれども、何とアメリカでは犬や猫の名前、ペットまでそこに入れていたということがあったようです。しかし、番号が犬や猫につかないものですから、一気に600万件ぐらい、その数が減った。こういうことが実は明らかになるし、番号が入っ

てまいりますと、所得は完璧にはとらえられないけれども、しかし、正確にはとらえられるようになる分野が増えてまいりますから、そういう意味で私は非常に牽制効果が大いのではないかなと思います。

グリーンカードというのが1980年に入ったことがあります。途中で金丸さんという代議士さん、実力者の方が、これは廃止だと言って、法案が通ってコンピュータ一室を作っておきながら廃案になったことがあるんですが、それは実は金融関係の所得を持っておられる方が、これが入ることによってお金が海外に逃げてしまうとか、そういう大きな反対理由をもって、これがうまくいかなかったということがございました。これからも我々が所得をきちんと把握したい、公平性をきちんと担保していきたいと言っても、海外にどのように逃げていくのかはなかなかつかみにくいところがあるんですが、海外の所得情報なんかも、海外資産を5,000万円以上持っておられる方は今年から情報をきちんと出してくださいねというように、法改正を民主党政権の中でやってまいりましたので、そういう形で、できる限りきちんと公平、公正につかんでいく。そして社会保障というのはやっぱり所得再分配ですから、低所得層の人たちにピンポイントというか、本当にこの人は苦しいよね、という方々に的確に再分配が行われるように我々はやらなきゃいけないんじゃないかなと考えております。

私のほうからはとりあえず。

佐々木：中村さん、お願いします。

中村：2つ質問がありました。行政の効率化が図られることによって、例えば地方公務員さんの数がどのくらい減るのかというお話がありました。地方公務員さんの数、基本的には自治体でお決めになることですから、私が一方的に言うのは変だと思いますが、一般的にあって、どんな統計で見ても、日本の公務員数はOECDの中でも最低になっていますので、実は効率化するということは、そういう中できちんとした行政をやるために必要なことであって、今、バックヤードで紙の処理で追われている時間を番号制度で効率化した場合、減った部分は本当の意味での住民サービスに充てられるのではないかなと思います。生活保護を受ける方が増えていて、ケースワーカーの人は国の基準で、例えば都市部では1人当たり80人とか、それだけの被保護者の方を担当しなければならないとされていますが、近年、被保護者が大変増えていて、それが守られない状況になっています。

つまり今、そういった意味で、地方公共団体は対人サービス、住民サービスで残念ながら余力がないような状態ですから、効率化できるところを効率化して、本当の住民サービス、困っている人のサービス、生活保護の人の自立支援とか、そういうところに充てられるんじゃないか。これは、私は首長さんではないし、自治体の責任者でもないので勝手なことは申せませんが、基本的にはそういう認識で考えております。貴重な人材を、本当にその人が仕事しなきゃならないところに振り向けるように、可能であれば、ほかで切り詰められるところがあれば切り詰める。人の確認が簡便にできないから、今、人間がやっていることを減らすんだということでございます。

2つ目、社会保障は無駄があると考えているのか、どのぐらい重複があるのかということですが、これも一般的にいつてというか、世界で高齢化が一番進んでいて、高齢者の方は介護ニーズ、医療ニーズが非常に高いという中で国際比較すると、日本の社会保障給付はヨーロッパ諸国に比べると極めて低い状態になっておりますので、そんなに無駄があるとか、そういうことではない。むしろ、いろんな意味で、これは数字で見れば明らかですが、例えば病院の中でベッド当たり、非常に少ない医療従事者で日本の医療が行われているという、そういったところでは結構伸び切った線の中で仕事をされていると考えておりますので、そういったことを改善しようとする、さっき私が口頭で申し上げましたように、団塊の世代が75になり切る2025年には介護ニーズも医療ニーズも増えるので、社会保障は今の1.36倍に伸びると推計されているわけでありませう。

そういった中、番号制度で、社会保障の点では低所得の家計の方々が医療や介護や保育などで自己負担は低目に設定されていても、それらの負担を合わせると、家計にとって一定額を超えるのであれば、その一定額を超えないようにしていこうという総合合算制度を入れるとか、あるいは給付付き税額控除といって、低所得の方に対しては、税を徴収するのではなくて、むしろ給付を差し上げるという制度を導入しようとする、より皆さんが納得する。あの人は低所得者と言っているけれども、実は所得があるんだという中では、そういう制度はますます不公平感が増しますので導入できなくなると思いますので、そういった意味でも、そういう所得の方々をきちんと把握できて、そういった方々には給付するということができるのであれば、当初所得の格差が拡大している社会において、再分配後の所得では公平性が回復することができるんじゃないかというのが、こういう時代になって、なお番号制度の導入が提起されている背景にあると私どもは認識しております。

佐々木：ご質問なされた方、よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問。では、後ろの方。

質問者②：サービス業に従事しております●●です。本日は貴重なご意見ありがとうございました。

2つほど質問なんですけれども、まず初めに、こちらのほうで今番号ポータビリティということで、内部の一部の人ということだったんですけれども、1つの区役所で何百人という方が当然そちらのほうの情報に関わると思うんですけれども、逆にそういった人とかを把握できるのかなという不安は正直あります。もし情報が外部とか、万が一海外に流れるようなことがあると当然サイバー攻撃とか、そういった形になりまして、情報なんか、くぐり抜けるのが簡単にできるような状態になっておりますので、そういった意味についてどうなっているのか。今現在ですと、例えばキーとかも分散してできるということなんですけれども、裏を返せば、そういった情報は簡単に漏れるということなので、そういった意味についてどう考えているかということなんです。

あと、もう1つは費用対効果ということなんです。個人情報のすべてをIT化ということなんですけれども、こちらのほうはIT化してしまうと本当に流出の可能性もありますし、サイバー攻撃とか、そういったことに対して、優秀な方を多分高額で雇うということになってしまうと思うんですけれども、そういったことに関して費用対効果。こういったような行政の簡素化という部分と、そういった情報流出の可能性とか、パソコンができない方への対応で、本当にそういった形でできるのかなという部分でこの二つをお願いいたします。特に峰崎さんと中村さんのほうにお願いいたします。

佐々木：最初の質問というのは、要するに、その情報に関わる人がたくさんいると。そこから漏れるんじゃないかという話ですね。

質問者②：はい。

佐々木：次がサイバー攻撃とか。よろしく申し上げます。

峰崎：情報にかかわる人というのは内部の限定的な人に限られる。つまり、誰もがこの情

報を見られるという立場にはなりません。特に社会保険庁の問題がございましたね。そういうことには今回ならないように、職員の中でも、その情報に従事する人間というのは決められます。それと同時に、その方には相当の縛りがかかってまいりますし、先ほど言った罰則なんかも非常に強化をされるということで、内部的には、そののところはそういう形で厳しく整理していこうとなっています。

問題はサイバー攻撃なんですけれども、ある面ではサイバー攻撃に対する防御を作れば、またその防御を破っていくとか、俗な表現で言えばイタチごっこのような状況になっている傾向が世界的にはあるような気がいたします。

しかし、住基ネットというのは、サイバー攻撃というか、長野県知事だった田中康夫さんが、とにかく外から攻撃して破ってやろうとやってやったわけですが、まだ一度も破られておりません。そういう意味で、サイバー攻撃に対してどうすれば強くなるのかということについて、それも私たちはCIO補佐官とか、あるいは専門家の方々にいろいろお願いして、それに強いシステムを作ってくれということを行っています。ただし、あまりこのシステムを頑丈にし過ぎると、今度はものすごいがちの仕組みになっちゃうと、非常に運用がしづらくなるとか、あるいは容量がパンクしてしまうとか、もちろん、お金もかかるという問題がある。そういうふうな費用対効果の問題も考えながら、しかし、このサイバー攻撃に対してもかなり嚴重な対抗できるものにしつつ、先ほど申し上げたように、万々が一、そこが破られたとしても、その被害は分散型の管理をしているから、その部分だけに留まるという形で、全面的に情報全部が出ていくことにならないように、制度上の仕組みを組んでいると。こういう形で理解をしていただければなと思います。

マイナンバーという番号をそのまま利用して情報連携するのではなくて、そこに符号を付けているという言い方をしました。このキーは簡単に破られるぞというご指摘も我々も聞いておりますが、破られないようには努力しますが、そこをたとえ破ったとしても部分的にしかいかないように、そういう形で対処しようとしています。こういうふうに今システム上は考えております。

佐々木：ご質問なされた●●さん、よろしいですか。

質問者②：大丈夫です。

佐々木：では、このほかに。後ろの方、お願いします。

質問者③：国民である仙台市民の●●と言います。原発の公聴会のときは部屋が狭かったんです。椅子だけで目いっぱい込んでいて廊下にも人があふれたんですけども、こんなぱらぱらの状態で国民対話というのはちょっとどうかと思います。それが1つです。

ひな壇にお座りの方にお伺いします。住基ネットの番号制度があったときに、メリットとして、コンビニの登録されているところでは割引を受けられますよとか、身分がはっきりしていますと言われたんですけども、自分の住基番号をご存じの方、黙って手を挙げていただけますか。手帳を出さないと分からないですよ。そういうレベルで、では防災のとき、どうするか。実際、津波の災害で身元不明者がいっぱいいるわけです。自治体は困ったんですよ。既にある番号制度が死んでいるんです。使えなかったんです。

これから防災上どういうふうに動くのかと云うならば、先ほど一番最初の方が言われたけれども、医療関係でいくと、胎内にいる子供に何か目印を入れておかないとマイナンバーになり得ないんですよ。そんなことができますか。できないこととできることをごちゃごちゃにしてしまって、このシステムはメリットがありますと。

実は今年ですけども、仙台市内で情報通信の説明会があったときに、自治体の方と情報通信の業者さんが集まって会議をやっていました。自治体の人から、戸籍で登録されている字と実際に使われている字が違うと。これの修正をどうするんだという話が出ました。それは自治体をお願いしますという話でした。そんな手間を自治体に任せるという感覚がよく分からない。

先ほどの資料の中にありましたけれども、2015年からシステムを動かす。ということは、既にシステムのテストランをやってないと間に合わない。少なくともスモールモデルでやって大きくしていく話は当然必要なわけですけども、それさえも、まだはっきりしてないということがちょっとおかしいのではないかと。

まして、ここが46番目はいいとして、今の震災以後のお金が足りないときに、こういうシステムのためにお金をかけてどうなのという話に対してどういうふうにお答えになるのか。急がなきゃいけない理由は何なのか。先ほど来、先生方が言われているように、ペーパーレスはだれも反対しないと思います。けども、効率を求めると、あちこちに穴があいてくる。それぞれの穴を埋めなくて、法律ができたんだから、作ったんだから分かってくださいねというのはちょっと違うのではないかと。これが国民対話だとはとて

も思えないんです。

佐々木：では峰崎さん、お願いします。

峰崎：国民対話を47都道府県でやらせていただいているんですが、私たちの宣伝も弱いんでしょうし、発信力の弱さのために、番号、マイナンバーということに対する関心が全体にまだ広がってないという点では大変申しわけないと思っています。しかし、こうして一切の条件をつけないで、そして質問の手が挙がる時には、最後まで私たちはそれに答えていこうと。国民対話というのは全部記録に残りますけれども、私は今までこういう取り組みをしたことはないんじゃないかと思っております。そういう意味で、本日は46回目ですけれども、今日も質問がある方、手が挙がる方は、私たちは最後まできちんと受けとめて、それを記録にも残すし、そして必要な場合はそれを受けとめてまた直していこうと、こういう考え方、姿勢で来ているということは最初に理解いただきたいと思うんです。

住基ネットなんですが、実は法案ができるとき、二重にも三重にも嚴重に、これはなかなか使いにくいように縛りをかけていった仕組みなわけでありまして。それだけに住基ネットの、例えばそれを使って、では、預金通帳を作るときにそれを見せなさいという利用ができるかといったら、今のところ、それはできないんです。それを使えるとなっていないんです。ただし、これを使って既に効果が上がっているのは、1つはパスポート、もう1つは消えた年金記録の統合のときに使っています。そういう意味で、住基ネットの番号というのは使われてないんじゃないかと言う人がいるけれども、実はこれは法律に基づいて、そういう分野では既に使われてきていることは間違いないんです。

問題は、それをそのままいろんなものに結びつけることが簡単にできないから、住基ネット番号を使って、その番号から変換をさせて次のマイナンバーをそれぞれ作って、それを様々な情報の番号との有機的なつながりに使おうとしています。こういう形で今整理をしているわけでありまして、そういう意味で、住基ネットと今回のマイナンバーというのは全然性格が違ってきていると理解をしていただければなと思っております。

それから、戸籍と実際のところは自治体に任せると言っておりますけれども、まさにこれが大問題なわけで、先ほど中村室長のほうからあったように、サイトウのサイの字だけでも書き方によって何十字もあるわけです。私も1942年に発足した厚生年金の台帳を見たことがありますけれども、それには振り仮名が振っていないんです。振り仮名が振っていない

ために、年金番号を変えるときに非常に転換に苦労しているということで、実はああいう問題が起きてくる1つの要因になっているわけです。今度、戸籍に書いてある字ではなく番号で個人を特定しますので、番号であると、それは唯一無二のものでございますので、これからは戸籍の問題について、それほどこだわることはないんじゃないか。

ただ、扱いというのはどうしたらいいんですかというときに、戸籍の様々な表現方法については、それぞれ自治体レベルで考えてもらうしかないですねということを行ったのは、それはそうだろうと思います。今、統一して1つの漢字にしましょうなんていう動きをしているわけではないんですが、しかし、我々はそこを番号でクリアしていったらいいんじゃないですかということを行っているんだらうと思います。

それから、先ほど来答えてなかったのが1つありましたのでお答えしたいと思うんですが、デジタル・デバイド、要するにパソコンを持ってない人はどうするんですかという話に答えてなかったんですが、これは市役所に行ってもらおうというようなことを考えています。役場の窓口のところにそういう箇所を設けて、自分が見られない場合は法定代理人、あるいは代理人を設けることもできますので、何らかの形で見られない人もちゃんと見られるようにアシストできるようにしていこうと考えています。

最後に、費用の問題です。震災、復興の関係でお金がかかるときに何でこんなものを作るんだということ。これは、私たちは必要性があるから作っているわけです。私は世界のことを言いたくなかったんですが、世界の先進国と言われているところは、ドイツは納税者番号が入ってまいりましたけれども、番号制度が導入されて、そして、それが行政のシステムや、やがては民間の方々が利用したいとおっしゃっていますが、これはまだ先の話ですけれども、入って、それをある意味ではきちんと使いこなして、そして国民の皆さん方に利便性とか、先ほどの公平性とか、透明性とか、そういったことでしっかりと理解をしていただけるものになると。また、そういうものがないと、なかなかうまくいかないんじゃないかということで、最小限の費用をかける努力をしているわけです。新幹線を走らせるにはきちんとしたレールを作って、その上で猛スピードで走れる新幹線が通るんだと。そういう意味での行政のツールとして、こういう番号制度が必要不可欠なんだという理解を国民の皆さんに求めていきたいなと思っています。

佐々木：よろしいでしょうか。では、もう一度お願いします。

質問者③：今の話の中であったんですが、住基ネットの費用対効果はどうでしたか。例えば今、メリットとしてパスポートの話とかが出ましたけれども、それだけだったら費用のほうが大きいですよ。

峰崎：これは私が計算したわけではありませんが、パスポートにそれが使われているとか、あるいは例の消えた年金記録の統合のときに使われているということになっているわけですが、それがどのぐらいに効果が上がっているものですかということについては、正確に計算したものを今持っているわけではありません。行政を研究されている方々からすると、もし石井夏生利先生が分かったら教えてほしいんですが、今の段階で私が自治体の関係者から聞いている限りでは、これは運転コスト、ランニングコストもかかっていますが、導入効果はそれを上回っているということをおっしゃっていただけます。住基ネットの場合、これは自治事務でございましたので、自治体の皆さん方が努力してお金を出している分野だと思います。ですから、できる限り安くしつつ、今度はこれを我々は法定受託事務に切り替えますけれども、できる限り効果が上がるように、コストが少なくなるようにということで、この住基ネットのシステムを今度は活用させてもらうということになっております。金額的なことは、私は責任を持って即答するということになりませんので、必要でしたら数字をお知らせしたいと思いますので、後でお名前とか住所を教えてくださいなればと思います。

佐々木：ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見。では、そちらの方。

質問者④：私は宮城野区から来ました●●と申します。私は今、特定疾患の病にかかっています、行政とか病院に行く機会が多いんです。この会議は河北新報さんの広告で知って、昔からこういうナンバー制度というのは必要だとずっと思っていたものですが、こういう機会だったら行ってみよう。今日も時間が大分早く来たんですけれども、もういっぱい多分入れないだろうと思っていたら、肩すかしを食ったように数が少なかったのは残念なんですけれども、今まで述べた方の意見を聞いてまして、ああ、私はちょっと認識不足だったなと思うんですけれども、実際、こういうナンバー制度が必要だということになると、人間の一生の中で、生まれたとき、そして学校を卒業するまで、あとは

働く間、体が健康なときというのは、ナンバー制度というのはあまり考えないときだと思
うんです。

ただ、今回の大震災のように、多くの命が失われましたけれども、我々難病を持っている
者としては、結局、行政とか何かに行ったときにでも、タライ回しと言ったらおかしい
んですけれども、あっちに行ってこっちに行ってということが非常に多いんです。制度に
よって監督官庁が違うということになると、1カ所で済むということはまれなんです。

あと行政側の窓口の方も、最近では行政のスリム化ということで正職員の方が非常に少な
くて、契約職員の方が対応していただけると。本来は窓口へ行っても、別なところに行っ
て相談してくださいということになる。ところが、もう1回別なところに相談しに行く
と、うちの課ではないから、またあっちに行ってくれ。そうすると、体が不調なときにあ
っちに行ったりこっちに行ったり、あげくの果てには、担当者が今日はいないから明日来
てくれ。そうすると、明日はちょっと病院の予定があるから、あさってかなと。そういう
体の不調なとき、必要なときに必要な情報が一元化で入るというのは、私個人だけの意見
としたら、ここにおられる方にはまことに申しわけないんですけれども、そういう人間も
いるということで、これは昔から必要悪というか、100ある意見の中で全部がまとまる
という話はなかなか難しいと思うんです。

あと病気も、皆さん、まさかでやってきます。決しておれはこういう病気にはかからな
いだろうと思っけていても、やっぱり何らかの形で、死ぬ前は大体は寝たきりになってしま
うわけで、急激に脳卒中とか心筋梗塞で倒れる方もいらっしゃるって、あとは交通事故で即
死の方はよろしいんですけれども、そうじゃない方は何らかの形で損傷が起きてしま
います。河北新報さんなんか、随分以前に高次脳機能障害のキャンペーンもやっていま
したけれども、あれの中でも、そういうような弱者がどこに相談していいか、どういうフォ
ローを受けていいかという問題。大分悩んでいた方が多いと思うんです。そういうこと
も、1つにはナンバー制度ができれば、ある程度一元管理ができていけば救われる方もい
るんじゃないかな。

確かに野呂先生がおっしゃるように、いろんな懸念はあると思います。だけれども、そ
ういう懸念があるからこそ、皆さんで1つ1つ問題点を指摘し合って、このような会議の
中で意見交換ができるということは大変有意義だと思うんです。その辺はいろいろ壁があ
るかも分かりませんが、1つ1つ乗り越えて、これはぜひ施行していただきたいな
と思っています。

佐々木：ご意見ということでよろしいでしょうか。

質問者④：はい。

野呂：非常に考えさせられるご意見ありがとうございます。おっしゃったことは、そのとおり、タライ回しの問題というのは本当に改善すべき問題だと思っているんです。ただ、それを改善するのに共通番号、マイナンバーを作らなきゃいけないのかというのが私の問題意識なんです。タライ回しされるのであれば、それを改善する方法として、きちんと役所の窓口を一本化して、そこに行けば、これはこういうことですよということで担当者が来てくれるとか、必要な情報をそこできちんと提供してくれるような制度を作ればいいだけで、共通番号まで作る必要はないんじゃないか。そこは役所の工夫次第でできるのではないのかと、例えば一例で、今ちょっと考えたことですがけれども。そういう、より権利侵害の危険性の少ない制度設計が考えられるんじゃないかと。それを考えないで、こういうことがあるから共通番号だという、ちょっと飛躍的な話になるのはどうなのかなというのが私の問題意識です。

佐々木：ありがとうございます。

では、石井先生。

石井：大変貴重なご意見ありがとうございました。私の話の中では、プライバシーや個人情報の観点から、懸念や課題、それからセキュリティの観点からの懸念、課題をお伝えしたところです。ここから先は完全に私の個人的な意見ですがけれども、プライバシーや個人情報というのは、公開されたら嫌だと思ふ心の余裕がある人にとっては声高らかに主張することのできる権利だと思ふんです。でも、病気を持っておられる方はなるべく自分の情報を出して少しでもよくなりたいと思うでしょうし、少しでも社会給付を効率的に受けたいと思うはずで。ですので、プライバシーや個人情報というのは、確かに大事ではあるのですが、本当に給付を受けたい人にとって、あまり強調され過ぎてはならない面があるのかもしれないと思います。

佐々木：ありがとうございました。予定していました4時を過ぎたものですから、この機会を最後といいますか、一括してご質問、ご意見をいただきたいと思っていますので、ご質問、ご意見のある方、挙手をお願いします。

では、お二方お願いします。まず、そちらの方、次いでそちらの方ということでよろしくをお願いします。

質問者⑤：仙台市民の●●と申します。聞きたいことは、この共通番号制度を既に実施している国です。どういう国が実施しているのか、何カ国ぐらいあるのか。その実施した国は、これを実施した結果、検証結果というんですか、どのような分析をしているのか。その件についてお願いしたいと思います。

質問者⑥：先ほどの質問につきましてお答えいただいたわけですがけれども、地域の現場でもって患者さんに対応している限りは、お答えをそのまま素直に受けとめられないと。残念ながら、そういうものが今の行政、政治だと思います。ということで、ちょっと保留にしたいということが1つあります。

それから、1つの意見は、私は基本的にこのシステムには賛成できないんですけれども、ただ一步譲って、もし実施するにしても、国民が政府とか、それから行政、官僚に対する信頼度が高くなければ、これは非常にまずいだらうと。今、選挙が始まりますけれども、幾つかの党も官僚に対する攻撃、批判をしていますよね。そして、福島原発はまさに政府機関、あるいは政府が作った組織に対する不信感を一気に高めたわけです。私は、どうしてもそういうものと同列に見てしまうわけですがけれども、そういう国民の意識との関係で距離があるときにこれをやるのは非常にまずいだらうと。

私は他人の話しか聞いていませんけれども、スウェーデンなんか、政府と国民の距離感が短いといいますか、接近しているような信頼度の高い国と同じようにこの制度を論ずるべきではないだらうと思います。そういう点では、一步譲っても、そこのところ、きちんと推進者をとらえて押さえていくべきではないかと。それくらいの非常に大きな問題であるという認識をぜひ持っていただきたいと思います。

佐々木：ありがとうございました。諸外国の事情というのは、中村さん、よろしいでしょうか。

中村：ご質問いただいた方、どうもありがとうございます。私が冒頭に説明させていただいた資料の31番に主要諸国の番号制度というものが出ております。ドイツ、アメリカ、スウェーデン、オーストリア、フランス、デンマーク、韓国、シンガポールなどでございます。ご覧いただくと、どういう人に番号を出しているか、身分証明書として使っているかとか、利用範囲ですとか、民間利用に対して制限ある、なし、そういうことが書いてあります。

効果がどうかということなんですが、私も実は30年ほど前、スウェーデンに3年ほど暮らしました。そこでは番号制度がありまして、スウェーデンの社会生活では、その番号を持ってないと何もできないというか、銀行口座を開くときも番号を見せてくれという社会ですから、効果よりも何よりも、そういうふうにスウェーデンの国では、ここに書いてありますように、民間利用は制限なしとか、身分証明書はないですけれども、基本的には自分の証明書を持っていると。それから、生年月日と組み合わせられていますので、自分で言えると。逆に言うと、スウェーデン人はその番号を見せますので、年齢をごまかせないという社会です。

先ほど来、いろいろお話が出ています。アメリカはソーシャル・セキュリティ・ナンバーといって、参与からお話ししましたけれども、日本人もアメリカで働いたことがある人はその番号を持っていますが、我々から見ると名刺みたいなもので、ぺらぺらの紙にその人の名前と番号が書いてある、そういうような国でございます。しかし、移民の方が多いとか、そういうところでは番号制度が社会的にワークしているということでございますので、先ほどその効果はどうかというお話があったんですが、それぞれの国によって違う。また、韓国は参与からお話がありましたけれども、全国民が番号を持っているということがありますが、韓国のような特別な状況にある国であり、国防的な観点からそういうものの導入もされていると伺っておりますので、それぞれ歴史性なり、その国の果たす役割とか、そういったことがあるんじゃないかと思えます。

ただ、政府で2年前にパブリックコメントを実施したときには、税だけで使っているドイツ型と、社会保障と税に使っているアメリカ型と、広く行政、一般に使っているスウェーデン型。今、資料の32番を画面に出していただいておりますが、その際には多くの方がスウェーデン型がよいというご意見でございました。しかし、情報管理のリスク、コストは広くなればなるほど大きくなります。国民にとってのメリットは、利便性では広いほうが

便利だという意味では大きくなる。それは費用とリスクとの兼ね合いもあろうということ
で、政府の中で検討し、B案の社会保障と税から使っていこう。特に社会保障のうちで
も、病名とか、そういうところにかかわるところは少し慎重にする必要があるということ
で、その部分については現在、厚生労働省のほうで、さらに医療情報など、個人のプラ
イバシーの度合いの強いところについての特別法も作ろうということで作業も進んでいる
ようなところでございます。

各国の状況ということでございましたが、それぞれの事情があり、一概には言えないけ
れども、私どもがパブリックコメントで出した際の選択肢ということでは、この3国を出
させていただいた。その他の各国の資料は31番のところにございますので、後ほどご参照
いただければありがたいと思います。

佐々木恵寿：最後のご発言がありましたけれども、政府、政治に対する信頼度という点で
峰崎さんから一言。

峰崎：全くそのとおりだろうと思います。私は国会議員をやめていますが、国民の皆様は
これから選挙に入っていくわけですけれども、消費税の引き上げをお願いしようという
ときに私が非常に懸念しているのは、国民の皆さん方が今の政治、政府、あるいは行政、公
務員に対する批判意識を持っておられればおられるほど、何でこういうところに自分たち
の貴重な税金を取られなきゃいけないんだと、こういう気持ちが出てくるのは私は当然だ
ろうと思います。そういう状況で社会保障を重視していかなければいけないという難しさ
があります。

社会保障というのは、先ほどから何遍も言っていますが再分配です。再分配という以上
は、1回賃金をもらって、そこから保険料を払ったり、税金を払ったりしている。そこか
ら社会保障、あるいは教育やそういうところにお金が支出される。そうすると、そこに一
度委ねなきゃいけない政府や、あるいは、そこで働いていらっしゃる公務員に対する信頼
がなかったら、これは調達するのはなかなか難しいのかなと。

そういう意味で、私は政治家としてやってきたことを、反省も含めて、そのところは
非常に大きな問題があるだろうと思うと同時に、マスコミを含めて、そういうものに対す
るバッシングというのがちょっと行き過ぎているし、それが実は日本の社会保障とか、そ
ういうものに対する充実を妨げている1つの要因にもなってきてやしないかなと思いま

す。私はテレビジョンのコメンテーターなんかの発言を聞いていて、そういったところはあまり芳しくないなと思っているところでございます。

佐々木：ありがとうございました。

それでは、最後にパネリストの方々一言ずつお願いしたいと思います。石井さんから順番に一方ずつお願いします。

まず石井さん、お願いします。

石井：マイナンバーシンポジウム、私は今日で2回目の参加をさせていただいたわけなんですけれども、東京のほうでも研究者で構成されるシンポジウムを随分前から定期的開催しておりまして、そのときに感じたことというのは、どうも住基ネットのときのような関心はあまりなさそうだと。何で反対意見がもうちょっと早く出ないのかなというところはちょっと疑問に思っていた部分がありまして、1つ原因として考えられるのは、住基ネットと比べると、マイナンバーの制度がどういうシステムを作って、どういう形でやっていくのかが情報としてあまりはつきり出ていないということと、もう1つ、多分仕組みが複雑なんだと思うんです。マスコミを含めて理解がなかなか進まなくて、あまり報道もされなくて、国民の方々にも認知されなくてという状況があったのかなとは思いますが。でも、このような機会を作って、参加者が必ずしも多くはなかったとしても、少しでも情報を発信するという姿勢をこのシンポジウムですずっと示してこられたということについては、私はすごく意義があると思っているところです。

マイナンバー制度はいろんな課題があると思いますけれども、ここに参加していただいた皆様には、引き続きこの制度がどうなっていくかということに関心を持って、問題があれば声を上げていていただきたいなと思います。

佐々木：ありがとうございました。野呂さん、お願いします。

野呂：いろいろ言いたいことがあるんですが、まず、先ほども言いましたけれども、共通番号、マイナンバーがなくてもできることがあって、それをやってない政府が、マイナンバーができればこういうことができますと言うこと自体がおかしいんじゃないのかという点を指摘したいと思います。

生活保護のケースワーカーの話がさっき出ましたけれども、それだって、共通番号ができれば、その問題を解消するんですかという疑問です。要するに担当者、職員それぞれ、もしくは自治体、国の姿勢のあり方の問題であって、生活保護を必要な方にはきちんとケースワーカーをつけて対応していこうというので職員を増やせばいいわけで、そうすると財源をどうするのというのであれば、それは成功して利益を得ている人からもうちょっと出してもらいましょうとか、そういうシンプルな考え方をすれば、わざわざ番号はなくなつてクリアできる問題はたくさんあるのではないのかということが1つ。

あと、アメリカと韓国の成りすまし被害の例を私のほうで最初出したところ、日本のマイナンバーとはシステムが違うんだというご指摘をいただきました。まるっきり同じだとは私も思いませんが、少なくともマイナンバー、共通番号をキーにして、国があらゆる情報を名寄せ、紐付けできるという点では共通しているのではないのかと思います。

分散管理しているんだということですがけれども、確かに分散管理しているので、ハッカーなりが入ったときには、ある特定の分野だけの情報漏えいだけで済んで、ほかの分野は守られるということはあるかもしれませんが、その分野の情報は盗られるわけで、同じようにやられる危険性はあるんです。分散管理するんだつたら、そもそも共通番号なんて入れる必要ないんじゃないのと。初めから分散管理すればいいんじゃないのと。今のようでもいいんじゃないですかと。ドイツはそういう形だったと思います。

ちなみにドイツではかなり厳格な考えを持っていて、個人の人格の尊厳という、国が個人の情報を管理するということについてはかなり厳格で、名寄せ、マッチングすることについては基本的に憲法違反だと考えられていると聞いております。そういう意味では、日本も共通番号をキーにして情報漏えい、成りすまし被害があるという可能性はアメリカ、韓国と、もしかしたら低いかもしれないですが、あるということなので、システムが違うから大丈夫だと楽観はできないのかなと思っております。

それから、不公平税制の話も会場から出ましたけれども、不公平税制もマイナンバーがなければできない問題ではない。まさに税制の問題ですから、それはきちんと公平な税制を作るための法律の改正をすればいいだけの話なのではないかと思っております。

そう考えてくると、本当に多額のコストをかけてやる必要性、プライバシーのリスクを負いながらやる必要性、合理性があるのかということはやっぱ疑問としては残るんです。そこをきちんと考えながら、これからさらに、法案が廃案になったということなので、ゼロからということではないですが、改めて皆さんも関心を持って考えていた

だければと思います。今日はありがとうございました。

佐々木：ありがとうございました。里見さん、お願いします。

里見：システムの導入には後発のメリットというものがあります。日本では、もっと早く番号制度を導入すればよかったとは思いますが、しかし、導入しない間に、先ほどから話のありますように、いろいろな先進国がこの番号制度を導入してきた、そういう中で、いろいろな国がいろいろな工夫をし、また、いろいろな失敗を犯してきた、そういうものをよく調べて参考にした上で日本にふさわしいシステムを導入していただくということをお願いしたいと思います。先ほどから、例えば費用対効果の問題、あるいはセキュリティやプライバシーの問題、いろいろ出されましたけれども、そういうことについても各国で失敗もあれば、いろんな工夫もあると思います。そういうことをしっかり生かすというのが後発のメリットになると思いますので、そういう意味でご努力をお願いしたいと思います。

佐々木：それでは齋藤さん、お願いします。

齋藤：我々の知らない間というか、認識しない部分で、行政は我々の情報をかなり集めているんです。それを我々が直接使えないというのはどうなんだろうという部分があります。例えばこれからの時期だと、税金のほうですけども、年末調整が入ってきて、年明けると確定申告の時期になります。確定申告会場に、医療費控除のために領収書の束だけ持ってきて源泉徴収票を持ってこないという方もちらちら見られるんです。源泉徴収票がないと、この方は幾らの税金を納めているのか分からないから、返す税金の計算もできないと。持ってきてくださいとお帰りいただくしかないんですけども、そのときに国税の担当の方とその人のマイナンバーか何かを借りて、もちろん本人の確認というのが大事ですけども、市役所さんに連絡して、市役所さんに集まっている給与の支払い報告書の内容を確認していただいて、給与所得が幾らあって、幾らの税金を納められていますよという確認ができるようになると、その方は出直さなくても済むようになる。あるいは、マイ・ポータルという制度があって、マイ・ポータルで自分の納めている国民年金とか、健康保険とか、そういうものが見られるとなると、それも申告会場にアクセスできるような

パソコンを置いてあると自分で調べることができる。

実は確定申告のときに、日数にすると大体2日か3日なんですけれども、我々税理士も申告のお手伝いに1回は出てくださいということでお願いします。私が担当するときは1日に大体15~16人を対象にして、対面して相談を受けながら申告書の作成のお手伝いをするんですけれども、国民健康保険の金額を集計しないで来られる方がちらちらおられるんです。相談だけで帰られる方は15人ぐらいの中で5~6人出ちゃうんです。

どうしてかという、国民健康保険は割賦が3種類来るんです。もしお支払いになっている方だと、今お支払いになっているのは多分8月か9月ぐらいに来て3月まで納付する割賦。4月から4カ月間ぐらいは暫定的な納付金額で、9月にまた来る。社会保険控除で税金上使えるのは、1月1日から12月31日まで支払った年額を社会保険料控除で使えますから、3つの割賦を持ってきていただかなきゃいけないんですけれども、どれか忘れちゃうとできない。今、市役所のほうから、あなたの納めた健康保険料、この金額になっていますよというのがハガキで来るので、大体の方はそのハガキを持ってこられるのでオーケーなんですけれども、たまにそういうものを忘れる方があって、大体15人ぐらい対応していると5人ぐらいは相談だけで帰っていただく。その辺、マイナンバーを使って本人確認ができて、では、私のほうでちょっと調べてみますかとか、あるいは税務署の職員が調べてみますかということで、その場で申告を終えることもできるようになる。

それから、IDカードとして使えるというのがもう1つのメリットだと思うんです。今、何かをとりに行って、自分を証明するものと必ず言われますね。住民票をとりに行っても言われます。大体は免許証です。免許証で通るのかなと思うと、保険の手続のときには免許証ではだめだと言うんです。なぜかという、性別が書いてないと言うんです。免許証には書いてないんですね。私が対面して、性別が書いてないからだめだと言われちゃう。えっ！と絶句しますね。たまたま健康保険証を持っていると、健康保険証には男女別が明記されていますので、それと合わせ技で大丈夫、本人確認が通る。

今回のマイナンバーのカードですけれども、これは大綱も、それから先ほどの中村室長のスライドにもありましたように、性別も入るようになっていきますので大丈夫かなと思っていたんですけれども、法案の条文の中に性別はなかったです。あれはその他のほうに入っているんだと思うんですけれども、そういうものが出てくると結構使えるかなという、そんな感じを持っておりました。

これから議論されなきゃいけない部分というのはまだ相当あるんだと思いますけれど

も、税理士会のほうでも、これから研究していこうと思っています。今日はいろんな勉強をさせていただきまして、ありがとうございました。

佐々木：峰崎さん、お願いします。

峰崎：私はお話ししたいことがしゃべり始めたらきりが無いぐらいあるんですが、先ほど最後に言ったことなんですけれども、公平な社会、公正な社会、そのためには政府が信頼されなきゃいけない。その信頼をどう作り上げていくのか。社会保障の財源が非常に少ない。こんなに高齢社会になっていて、国民の負担率というのは、ご存じのように、世界でもアメリカと並んで低い税負担にしかなくてない、保険料負担にしかなくてないわけです。ですから、それは引き上げようとしたら、我々の生活にどんなに役に立っているんだと、こういうことになってくるわけです。

そういう意味では、ある程度成果を上げて、この番号制度なんかも、その手段として入れて、そして、こういう形で自分たちに返ってくるんだなということを見てももらわないとなかなか評価してもらいにくい。これから大変な選挙が始まるんだらうと思いますが、そういう意味で、やはり公平、公正な社会をどのようにして作り上げていくのかということのツール、あるいはインフラストラクチャーとして、この番号制度というのは不可欠なものだと私は思っております。

佐々木：では中村さん、お願いします。

中村：どうもいろいろご意見、あるいはご質問いただきまして、ありがとうございました。また法制度を提案するプロセスがあると思いますので、しっかり受けとめて反映をさせていただきたいと思います。

野呂さんのほうから、まずマイナンバーはなくてもできること、できるように考えるべきじゃないかというご指摘もいただきました。それもあります。やっぱりマイナンバーがあれば、さらによりよくできることがあります。新幹線がなくても考えろといえば、在来線を使ってやりくりしてやるかと、そういうことになるんですが、やはり求められる速度もございますので、そういった意味でマイナンバーがあれば、さらにいろんなことができる。そのいろんなことを決めていただくのは法律であり、それはやっぱり皆さんの代表

の方が作られるわけでありますので、そういった意味で事務局としてしっかりいろんな材料を用意し、判断を仰いでまいりたいと思います。今日はありがとうございました。

佐々木：ありがとうございました。この議論を通じて、私も、やっぱり説明することというのは本当に大切なことなんだと改めて思いました。政府が何かを始める、あるいは従来のものをやめるといったときに情報開示して懇切丁寧に説明するというのが政治や政府に対する信頼を築く前提になるのかなというような感じがいたしました。

本日は皆様のご熱心なご議論、ご質疑によって意義のあるシンポジウムになったと思います。本当にどうもありがとうございました。

(7) 閉会挨拶

司会：それでは、最後に番号制度創設推進本部事務局長、峰崎直樹内閣官房参与からご挨拶を申し上げます。

峰崎：本日は本当にありがとうございました。予定の時間が30分以上延びておりますので、あまり多くのことは申し上げません。いよいよ解散総選挙が始まってまいります。どういう国にしなきゃいけないのかということと、実は先ほどの質問があったように、社会保障の姿とか番号制度も、そういうこととしっかりと関連していると思いますので、そういったことも含めて、これからもマイナンバーというものが導入に向けて提案される時期が来るとは思いますが、ぜひ皆さん方の様々なご理解をいただきながら定着させていただければなということをお願いいたしまして、お礼のごあいさつにかえます。ありがとうございました。

司会：峰崎内閣官房参与からご挨拶を申し上げます。

それでは、パネリスト、コーディネーターの皆様にご降壇いただきます。どうぞ拍手でお送りください。ありがとうございました。

このシンポジウムの模様は、12月下旬の河北新報に掲載予定でございます。

それでは、これもちまして本日のプログラムは終了とさせていただきます。予定時間をオーバーいたしまして、長時間にわたりご参加いただきまして、本当にありがとうございました。

なお、皆様のご意見や感想など、ぜひお配りいたしましたアンケート用紙にご記入いただきまして、お帰りの際に出口の回収箱か、お近くのスタッフに参加プレートと一緒にお渡しください。ご協力をお願いいたします。

それでは、どうぞお忘れ物などございませんよう、お気をつけてお帰りくださいませ。本日はご来場いただきまして、まことにありがとうございました。